

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月17日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【電話番号】	03-6703-4935
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし） ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし） 3,000億円を上限とします。 ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり） 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）

（以上を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、3,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

## (5) 【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の1.575%<sup>\*</sup>（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

\* 平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は、1.62%となります。

以下の場合には、無手数料とします。

a．スイッチング<sup>\*</sup>による購入の場合

\* スwitchingとは、「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」の相互間で、換金した場合の手取額をもって、当該換金の申込日当日に他方のコースの購入申込を行うことをいいます。

スイッチングの取扱については、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

b．＜累積投資コース<sup>\*</sup>＞を選択した投資者が、分配金を再投資する場合

\* 分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る＜一般コース＞と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される＜累積投資コース＞の2つの申込方法があります。

## c．確定拠出年金制度において購入の申込を行う場合

## (6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る＜一般コース＞と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される＜累積投資コース＞の2つの申込コースがあります。

受取方法は途中で変更することはできません。

申込コース		申込単位
一般コース		1万口以上1万口単位
累積投資コース		1万円以上1円単位または10万円以上1円単位 なお、確定拠出年金制度によるお申込み、収益分配金再投資によるお申込みは1円単位
スイッチング	一般コース	1口以上1口単位 1万口以上1万口単位
	累積投資コース	1円以上1円単位 1万円以上1円単位

販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める申込単位となる場合があります。

なお、販売会社によって上記と異なる購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースおよびスイッチングの取扱いは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

平成25年12月18日から平成26年6月17日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

## (9) 【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」で払込みください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

## (12) 【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

### （参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。（「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を総称して、以下「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」を「為替ヘッジなし」、「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」を「為替ヘッジあり」という場合があります。）

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／債券に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### < 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

##### < 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド  ファンド・ オブ・ ファンズ	<ヘッジなし> なし   <ヘッジあり> あり (フルヘッジ)

## &lt; 各分類および区分の定義 &gt;

## ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として債券に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	<ヘッジなし> 為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	<ヘッジあり> 為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含まず。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額は各ファンド5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ファンドの特色（各ファンドおよびマザーファンドの特色）

- a. 当ファンドは、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとし

ます。国債の他、投資適格格付を付与されている社債、資産担保証券<sup>\*</sup>等にも投資します。

\* 不動産ローンや自動車ローンの債権を裏付けとして発行された証券。M B S（モーゲージ証券）、C M B S（商業用不動産ローン担保証券）、A B S（資産担保証券）などがあります。

デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

### <投資する債券の種類と概要>

<b>国債</b>  各国政府により発行される債券	<b>政府機関債 国際機関債</b>  政府機関等により発行される債券	<b>社債</b>  企業等により発行される債券	<b>A B S</b>  クレジットカード債権、自動車ローン、住宅ローン債権等を裏付けとして発行される債券	<b>M B S</b>  個人住宅ローン債権を裏付けとして発行される債券	<b>C M B S</b>  商業用不動産ローン債権を裏付けとして発行される債券
---------------------------------	---	--------------------------------	--	---	---

上記は一般的な債券の概要を述べたものであり、当ファンドが実質的に投資する債券の全てを網羅するものではありません。

- b. シティ世界国債インデックス<sup>\*</sup>をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

為替ヘッジなし	シティ世界国債インデックス（円ベース）
為替ヘッジあり	シティ世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）

\* シティ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが公表する、世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。



c. グローバルに展開するブラックロック・グループの各国拠点が運用を行います。

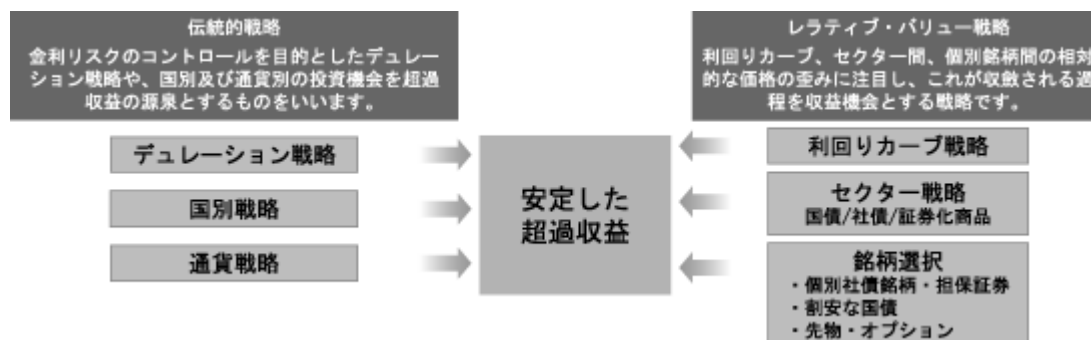
委託会社は、運用の指図に関する権限をブラックロック・グループの運用会社へ委託します。



運用の委託範囲の詳細については、「第二部 ファンド情報 第2 投資方針 (1)投資方針 各ファンドの投資態度」をご覧ください。

#### < ブラックロックの債券運用の特色 >

金利・為替についての相場観に過度に依存せず、計算可能な相対価値(「レラティブ・バリュー」)に基づく投資機会を発見し、積み重ねていくことにより、安定した超過収益をあげることが可能であると考えています。



ファンドの運用体制等は変更となる場合があります。

- d. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。スイッチング可能な2本のファンドで構成されております。

為替ヘッジなし	原則として為替ヘッジを行いません。
為替ヘッジあり	原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ただし、各ファンドとも一部機動的な運用を行う場合もあります。



※スイッチングの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

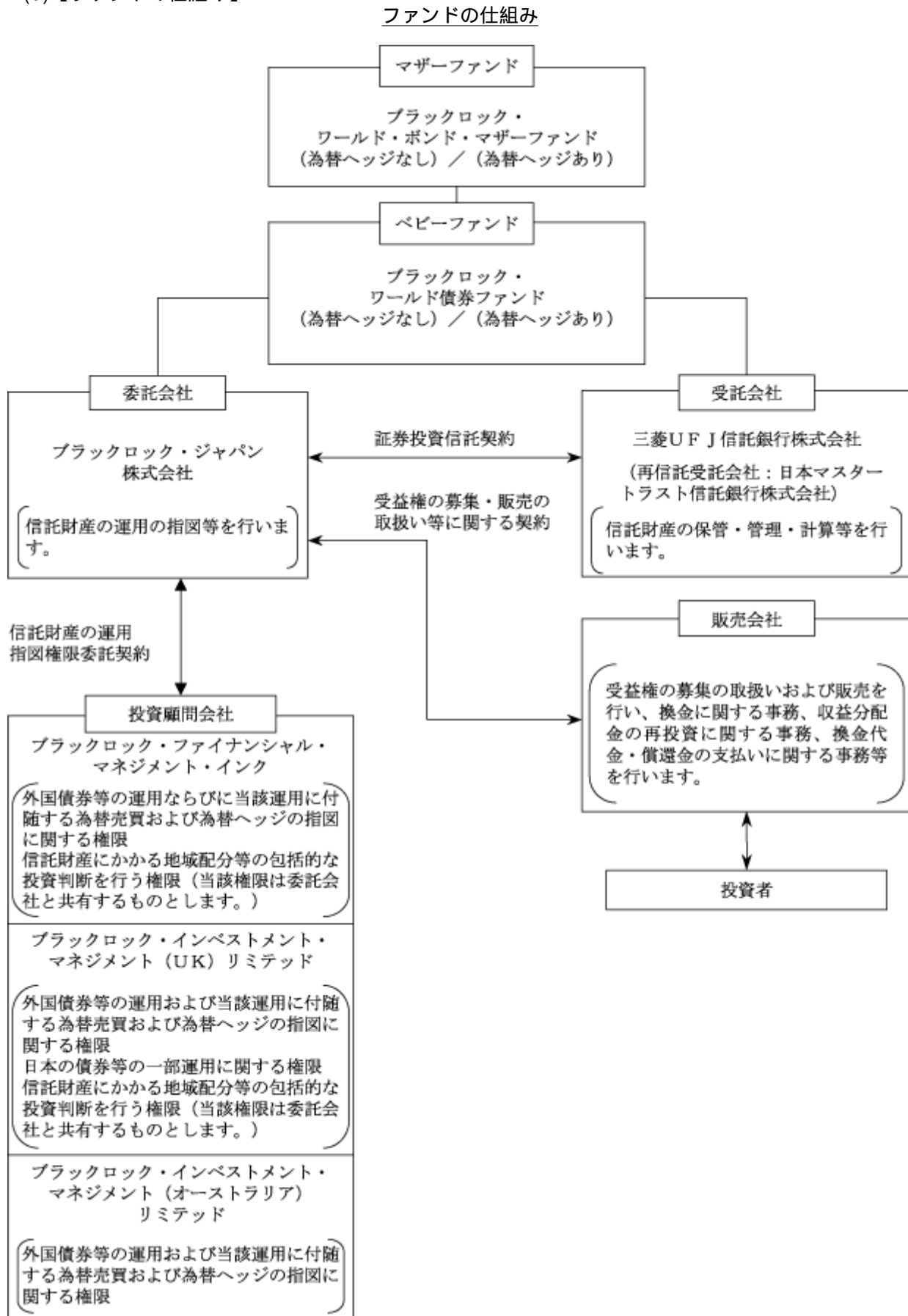
ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

スイッチングの取扱いについては、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (2) 【ファンドの沿革】

- 平成10年12月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
- 平成12年12月1日 ファンド名称変更（旧メリルリンチ・マーキュリー・ワールド債券ファンド為替変動型 / 為替変動低減型）
- 平成18年10月1日 ファンド名称を「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし） / （為替ヘッジあり）」、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし） / （為替ヘッジあり）」へ変更
- 平成18年10月23日 運用の基本方針の変更
- 平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行
- 平成21年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

## (3) 【ファンドの仕組み】



## &lt; 契約等の概要 &gt;

## a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

## b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

## c . 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

## &lt; 委託会社の概況 &gt;

平成25年9月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a . 資本金 2,435百万円

## b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

## c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号	10,158株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

各ファンドの投資態度

#### 「為替ヘッジなし」

- a．主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）受益証券への投資を通じて世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- b．シティ世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- c．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

#### 「為替ヘッジあり」

- a．主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券への投資を通じて、世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（B B B マイナス、B a a 3 または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- b．シティ世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- c．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

## 「各ファンド共通」

a．デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

b．ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

c．前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

資金動向、市況動向、残存期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## マザーファンドの投資態度

## 「マザーファンド（為替ヘッジなし）」

a．シティ世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

## 「マザーファンド（為替ヘッジあり）」

a．シティ世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、一部機動的な運用を行う場合もあります。

「各マザーファンド共通」

- a．世界主要国の国債等（国債、政府機関債、国際機関債）を中心に公社債に投資します。投資する公社債は、原則として取得時において投資適格格付（BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付）が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。
- b．デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。
- c．ブラックロック・グループの運用会社に、以下の運用の指図に関する権限を委託します。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限 日本の債券等の一部運用に関する権限 信託財産にかかる地域配分等の包括的な投資判断を行う権限(当該権限は委託会社と共有するものとします。)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BlackRock Investment Management (Australia) Limited)	外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図に関する権限

- d．前記に関わらず、委託会社は、日本を除く市場の休場日等に投資環境の変化等が認められた場合等に必要に応じて、外国債券等の運用ならびに当該運用に付随する為替売買および為替ヘッジの指図を自ら行うことができます。

資金動向、市況動向、残存期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

各ファンドの投資対象

a．投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

「各ファンド共通」

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第28条に定めるものに限りません。）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限りません。）



## b．投資対象とする有価証券

「為替ヘッジなし」

委託会社は信託金を主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

「為替ヘッジあり」

委託会社は信託金を主としてブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

「各ファンド共通」

- (a) 株券または新株引受権証券
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

#### c. 投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 各マザーファンドの投資対象

##### 「各マザーファンド共通」

#### a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。 )とします。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限ります。)
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

## b. 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (t) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するもの、および(n)のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券（投資法人債券を除く）を以下「投資信託証券」といいます。

#### c . 投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

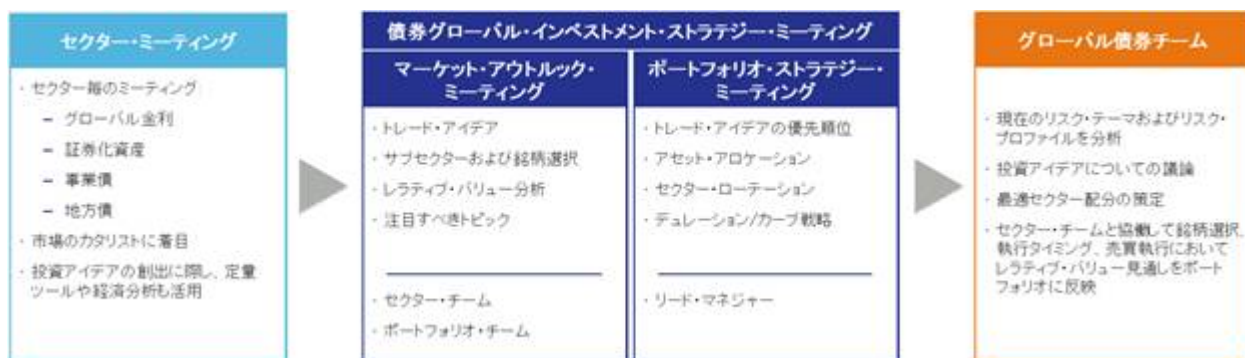
当ファンドは、運用指図に関する権限の一部をブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託しており、その債券運用チーム（約30名程度）によって運用されています。

ブラックロックの債券運用体制の特徴は、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用にあたる「チーム運用体制」を取っていることにあります。

基本戦略は、週次で行われる2つのインベストメント・ストラテジー・ミーティング（投資戦略会議）が中核となっています。マーケット・アウトルック・ミーティングには全ての債券運用プロフェッショナルが参加し、各セクター・チームにて事前に開催するチーム・ミーティングによって導き出された見解を、各チームのリード・マネジャーが発表します。次に、全チームのリード・マネジャーおよびリスク・クオンツ分析部の代表者が参加するポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングにおいて、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論を行います。

各ポートフォリオ・チームは、運用を担当するポートフォリオにとって適切と考える金利リスク、期限前償還リスク、利回りカーブ・リスク、信用リスク、流動性バイアス、およびセクター・アロケーションをそれぞれ独自に決定しますが、ポートフォリオ・ストラテジー・ミーティングでは各ポートフォリオ・チームの投資アイデアを共有することを主な目的とします。

ポートフォリオ・チームの1つであるグローバル債券チームは、セクター・チームと協働して、ポートフォリオの投資目的およびガイドラインを遵守しつつ、銘柄選択、タイミング、売買執行において、チームのレラティブ・バリューによる見通しをポートフォリオに反映します。グローバル債券チームは投資方針を策定し、その投資方針に基づいてセクター・スペシャリストが売買を執行します。投資テーマについては、週次で開催されるミーティングで定期的かつ継続的に議論され、必要に応じて修正されます。



運用体制は、変更となる場合があります。

## ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約4.1兆ドル<sup>\*</sup>(約402兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

<sup>\*</sup> 2013年9月末現在。(円換算レートは1ドル=98.125円を使用)

### (4)【分配方針】

#### 収益分配方針

年2回の毎決算時(3月16日、9月16日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

#### a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含まれます。)等の全額とすることができます。

#### b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加算した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## 収益分配金の支払時期および場所

- a．一般コースの場合は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。投資者が、支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- b．累積投資コースの場合は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

## 各ファンドの投資制限

「各ファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

- a．投資する株式等の範囲（約款第22条）
- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他社団法人投資信託協会の規則により投資することが認められているものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、
- b．株式等への投資比率の制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第20条第3項）
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合<sup>\*</sup>は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- <sup>\*</sup> 「実質投資割合」とは、各ファンドの信託財産の純資産総額に対する、各ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。
- c．同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第23条第1項）
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- d．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第23条第2項)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- e．同一銘柄の転換社債等への投資制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第27条)

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- f．外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

- g．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第32条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- h．投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第20条第5項)

投資信託証券(親投資信託の受益証券を除く。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- i．信用取引の運用指図(約款第24条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。



## j．先物取引の運用指図（約款第25条）

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のためわが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## k．スワップ取引の運用指図（約款第26条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- l. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲(約款第28条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- m. 有価証券の貸付けの指図(約款第29条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
    - イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    - ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- n. 公社債の空売りの指図(約款第30条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- o. 公社債の借入れ(約款第31条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  - (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する、借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p. 外国為替予約の指図(約款第33条)

「為替ヘッジなし」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「為替ヘッジあり」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

q. 資金の借入れ(約款第41条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 各マザーファンドの投資制限

「各マザーファンド共通（ただし、特に記載のある場合を除きます。）」

- a．投資する株式等の範囲（約款第12条）
- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、
- b．株式等への投資比率の制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第10条第3項）
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- c．同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第13条第1項）
- 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- d．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第13条第2項）
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e．同一銘柄の転換社債等ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第17条）
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- f．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限）
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- g．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第22条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## h．投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限、約款第10条第4項）

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## i．信用取引の運用指図（約款第14条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## j．先物取引の運用指図（約款第15条）

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## k．スワップ取引の運用指図（約款第16条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l . 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用範囲(約款第18条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m . 有価証券の貸付けの指図(約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - イ . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n . 公社債の空売りの指図範囲(約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o . 公社債の借入れ（約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p . 外国為替予約取引の指図および範囲（約款第23条）

「マザーファンド（為替ヘッジなし）」

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と売予約の合計額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「マザーファンド（為替ヘッジあり）」

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## 投信法等関係法令で定める主な投資制限

## a．デリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が、当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとする。

## b．同一の法人の発行する株式(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数



### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### 基準価額の変動要因

##### a．金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b．信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行います。

「為替ヘッジなし」は、原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「為替ヘッジあり」は、円ベースでの収益の確保を目指し、原則として為替ヘッジを行いますが、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすることはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

##### d．期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等（資産担保証券）の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### e．カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### f．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

#### ファンド運営上のリスク

##### a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

##### b．ファンドの繰上償還

各ファンドは換金により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

##### c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

##### d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## (2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額の1.575%<sup>\*</sup>（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

\* 平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は、1.62%となります。

以下の場合には、無手数料とします。

- a．スイッチングによる購入の場合
- b．＜累積投資コース＞を選択した投資者が、分配金を再投資する場合
- c．確定拠出年金制度において購入する場合

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.344%（税抜1.28%）以内の率を乗じて得た額とします。

委託会社、販売会社、受託会社の間での配分は次の通りとします。

信託財産の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
650億円以下の部分	年0.6615% (税抜0.63%)	年0.63% (税抜0.6%)	年0.0525% (税抜0.05%)	年1.344% (税抜1.28%)
650億円超1,000億円以下の部分	(同上)	(同上)	年0.042% (税抜0.04%)	年1.3335% (税抜1.27%)
1,000億円超の部分	(同上)	(同上)	年0.0315% (税抜0.03%)	年1.323% (税抜1.26%)

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

<平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は以下の通りとします。>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3824%(税抜1.28%)以内の率を乗じて得た額とします。

委託会社、販売会社、受託会社間の配分は次の通りとします。

信託財産の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
650億円以下の部分	年0.6804% (税抜0.63%)	年0.648% (税抜0.6%)	年0.054% (税抜0.05%)	年1.3824% (税抜1.28%)
650億円超1,000億円以下の部分	(同上)	(同上)	年0.0432% (税抜0.04%)	年1.3716% (税抜1.27%)
1,000億円超の部分	(同上)	(同上)	年0.0324% (税抜0.03%)	年1.3608% (税抜1.26%)

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

#### 信託報酬の支払時期と支払方法

毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支弁します。

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成等に要する費用は、委託会社の負担とし委託者報酬より支弁します。

#### (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

##### 個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。

- b．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま  
す。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本  
の算出が行われる場合があります。
- d．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本  
払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。  
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

#### 換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合  
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合  
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10.147% (所得税7.147%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(10.147%(所得税7.147%および地方税3%))のいずれかを選択することができます。

[平成26年1月1日以降]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、10.147%(所得税7.147%、地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

[平成26年1月1日以降]

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

平成26年1月1日以降、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### b. 法人の投資者に対する課税

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

[平成26年1月1日以降]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。



## 5【運用状況】

「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」

(1)【投資状況】（平成25年9月末現在）

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,112,737,338	100.05
内 日本	1,112,737,338	100.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	537,961	0.05
純資産総額	1,112,199,377	100.00

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## マザーファンド

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	8,955,442,425	65.62
内 日本	4,642,019,230	34.02
内 ユーロ	3,383,700,152	24.79
内 イギリス	659,137,568	4.83
内 メキシコ	166,136,097	1.22
内 デンマーク	60,647,862	0.44
内 南アフリカ	34,048,078	0.25
内 スウェーデン	9,753,438	0.07
地方債証券	472,026,335	3.46
内 カナダ	221,298,173	1.62
内 ユーロ	166,178,749	1.22
内 アメリカ	84,549,413	0.62
特殊債券	663,859,185	4.86
内 ユーロ	331,510,198	2.43
内 カナダ	149,182,330	1.09
内 アメリカ	143,137,068	1.05
内 イギリス	40,029,589	0.29
社債券	3,006,573,703	22.03
内 アメリカ	1,473,915,523	10.80
内 ユーロ	1,235,673,163	9.05
内 イギリス	236,489,889	1.73
内 オーストラリア	45,721,240	0.34
内 カナダ	14,773,888	0.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	548,927,436	4.02
純資産総額	13,646,829,084	100.00

(注1) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## (2)【投資資産】(平成25年9月末現在)

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)	日本	親投資信託 受益証券	733,415,066	1.5148	1,111,013,813	1.5172	1,112,737,338	100.05

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考情報)

## ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)(平成25年9月末現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	309 10年国債	日本	2020/6/20	1.100000	国債証券	1,225,000,000	105.53	1,292,742,500	104.74	1,283,163,000	9.40
2	318 10年国債	日本	2021/9/20	1.000000	国債証券	1,144,000,000	104.38	1,194,152,440	103.63	1,185,550,080	8.69
3	130 20年国債	日本	2031/9/20	1.800000	国債証券	562,000,000	104.64	588,121,760	105.36	592,145,680	4.34
4	99 20年国債	日本	2027/12/20	2.100000	国債証券	414,000,000	113.48	469,836,180	113.69	470,680,740	3.45
5	UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2018/07/22	イギリス	2018/7/22	1.250000	国債証券	349,378,900	99.07	346,144,884	98.78	345,140,933	2.53
6	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25	ユーロ	2023/5/25	1.750000	国債証券	328,356,300	95.72	314,334,747	94.94	311,774,306	2.28
7	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2021/9/1	ユーロ	2021/9/1	4.750000	国債証券	250,553,000	103.70	259,840,999	104.95	262,970,406	1.93
8	39 15年国債FR	日本	2021/3/20	0.320000	国債証券	220,000,000	103.50	227,700,000	104.15	229,130,000	1.68
9	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	ユーロ	2023/10/25	4.250000	国債証券	188,310,360	118.59	223,336,086	116.24	218,895,728	1.60
10	110 5年国債	日本	2018/3/20	0.300000	国債証券	200,000,000	99.47	198,956,000	100.39	200,794,000	1.47
11	107 5年国債	日本	2017/12/20	0.200000	国債証券	182,000,000	100.37	182,687,960	100.02	182,036,400	1.33
12	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	ユーロ	2041/4/25	4.500000	国債証券	145,980,090	124.21	181,329,578	119.57	174,561,531	1.28
13	27 30年国債	日本	2037/9/20	2.500000	国債証券	143,000,000	119.11	170,340,170	117.01	167,324,300	1.23
14	313 2年国債	日本	2014/2/15	0.100000	国債証券	163,000,000	100.04	163,065,200	100.00	163,004,890	1.19
15	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	イギリス	2042/12/7	4.500000	国債証券	134,692,680	122.00	164,331,804	118.63	159,799,395	1.17
16	PROVINCE OF QUEBEC CANADA 4.25% 2043/12/01	カナダ	2043/12/1	4.250000	地方債証券	152,296,980	109.83	167,273,865	100.96	153,762,076	1.13
17	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2017/06/01	ユーロ	2017/6/1	4.750000	国債証券	140,177,810	105.85	148,379,613	106.18	148,854,816	1.09
18	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2017/05/01	ユーロ	2017/5/1	4.750000	国債証券	138,463,500	105.45	146,023,363	106.23	147,103,622	1.08
19	BUNDESBLIGATION 0.25% 2018/04/13	ユーロ	2018/4/13	0.250000	国債証券	143,738,300	98.15	141,086,328	98.12	141,050,393	1.03
20	FRENCH TREASURY NOTE BTAN 1% 2017/07/25	ユーロ	2017/7/25	1.000000	国債証券	125,672,110	101.06	127,011,774	100.52	126,333,145	0.93
21	SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31	ユーロ	2022/1/31	5.850000	国債証券	108,265,270	107.66	116,568,213	111.74	120,986,439	0.89
22	CAJA MADRID 3.875% 2013/11/30	ユーロ	2013/11/30	3.875000	社債券	118,683,000	101.39	120,333,880	100.37	119,131,621	0.87
23	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	ユーロ	2039/7/4	4.250000	国債証券	88,880,380	137.98	122,643,369	131.05	116,481,293	0.85
24	WELLS FARGO & CO 1.25% 2015/02/13	アメリカ	2015/2/13	1.250000	社債券	114,563,000	101.15	115,889,639	100.82	115,510,436	0.85
25	SVENSK EXPORTKREDIT AB 3.625% 2014/5/27	ユーロ	2014/5/27	3.625000	社債券	108,792,750	103.94	113,081,360	102.14	111,126,354	0.81
26	ELECTRICITE DE FRANCE SA	アメリカ	2099/12/31	5.250000	社債券	116,127,000	98.99	114,956,439	94.60	109,856,142	0.80
27	SPANISH GOV'T 5.5%	ユーロ	2017/7/30	5.500000	国債証券	97,188,190	108.53	105,479,314	110.08	106,994,478	0.78

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
28	BELGIUM KINGDOM 4.25%	ユーロ	2014/ 9/28	4.250000	国債証券	102,331,120	106.22	108,700,208	103.99	106,421,294	0.78
29	PROVINCE OF QUEBEC CANADA 5% 2019/4/29	ユーロ	2019/ 4/29	5.000000	地方債 証券	89,012,250	122.00	108,594,945	118.84	105,787,498	0.78
30	CANADA HOUSING TRUST NO 1 2.4% 2022/12/15	カナダ	2022/ 12/15	2.400000	特殊債券	110,192,460	99.76	109,932,405	95.48	105,217,270	0.77

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	65.62
地方債証券	3.46
特殊債券	4.86
社債券	22.03
合計	95.98

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率 (%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	長国2512月限	売建	8	1,146,640,000	1,152,960,000	8.45
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE (CBT) DEC 13	買建	85	994,729,963	1,005,164,016	7.37
			US 2YR NOTE (CBT) DEC 13	買建	42	901,638,367	904,043,932	6.62
			US ULTRA BOND (CBT) FUTURE DEC 13	買建	26	355,730,578	361,607,796	2.65
			US 10YR NOTE FUTURE DEC 13	買建	13	157,895,270	160,551,320	1.18
	カナダ	ウィニペグ商品取引所	CAD 10YR BOND FUTURE DEC 13	売建	32	389,121,628	393,066,556	2.88
	オーストラリア	シドニ - 先物取引所	AUST 10YR BOND FUTURE DEC 13	買建	9	94,099,830	95,781,379	0.70
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LONG GILT FUTURE DEC 13	売建	8	138,195,954	139,561,852	1.02
	ユーロ	ユ・レックス	EURO-BUXL 30Y BND DEC 13	売建	3	48,844,648	49,625,318	0.36
			EURO-BUND FUTURE DEC 13	売建	14	254,130,633	259,295,981	1.90
EURO-SCHATZ FUTURE DEC 13			売建	69	1,002,258,154	1,004,578,407	7.36	

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成25年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期(平成16年3月16日)	1,227,689,739	1,239,457,554	1.0433	1.0533
第11期(平成16年9月16日)	1,225,046,995	1,236,913,856	1.0323	1.0423
第12期(平成17年3月16日)	1,086,258,943	1,096,578,271	1.0526	1.0626
第13期(平成17年9月16日)	1,011,342,975	1,020,656,051	1.0859	1.0959
第14期(平成18年3月16日)	1,045,879,339	1,055,279,997	1.1126	1.1226
第15期(平成18年9月19日)	1,047,484,090	1,056,681,885	1.1388	1.1488
第16期(平成19年3月16日)	1,043,734,783	1,052,767,142	1.1556	1.1656
第17期(平成19年9月18日)	1,074,906,813	1,084,169,998	1.1604	1.1704
第18期(平成20年3月17日)	1,041,810,827	1,051,261,996	1.1023	1.1123
第19期(平成20年9月16日)	1,024,129,395	1,033,623,413	1.0787	1.0887
第20期(平成21年3月16日)	969,974,529	(同左)	1.0022	(同左)
第21期(平成21年9月16日)	986,559,147	991,360,476	1.0274	1.0324
第22期(平成22年3月16日)	974,616,080	(同左)	1.0037	(同左)
第23期(平成22年9月16日)	955,661,736	(同左)	0.9850	(同左)
第24期(平成23年3月16日)	888,152,410	(同左)	0.9531	(同左)
第25期(平成23年9月16日)	958,079,661	(同左)	0.9394	(同左)
第26期(平成24年3月16日)	1,012,599,675	(同左)	0.9926	(同左)
第27期(平成24年9月18日)	996,896,625	(同左)	0.9764	(同左)
第28期(平成25年3月18日)	1,125,855,462	(同左)	1.1230	(同左)
第29期(平成25年9月17日)	1,124,973,284	(同左)	1.1619	(同左)
平成24年9月末現在	991,410,779		0.9699	
平成24年10月末現在	1,013,491,965		0.9882	
平成24年11月末現在	1,027,993,642		1.0173	
平成24年12月末現在	1,077,942,497		1.0639	
平成25年1月末現在	1,130,390,740		1.1063	
平成25年2月末現在	1,117,892,838		1.1065	
平成25年3月末現在	1,125,995,102		1.1182	
平成25年4月末現在	1,178,544,348		1.1738	
平成25年5月末現在	1,182,814,989		1.1821	
平成25年6月末現在	1,135,531,900		1.1450	
平成25年7月末現在	1,125,444,057		1.1510	
平成25年8月末現在	1,126,664,498		1.1501	
平成25年9月末現在	1,112,199,377		1.1632	

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第10期	0.0100
第11期	0.0100
第12期	0.0100
第13期	0.0100
第14期	0.0100
第15期	0.0100
第16期	0.0100
第17期	0.0100
第18期	0.0100
第19期	0.0100
第20期	
第21期	0.0050
第22期	
第23期	
第24期	
第25期	
第26期	
第27期	
第28期	
第29期	

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第10期	1.6
第11期	0.1
第12期	2.9
第13期	4.1
第14期	3.4
第15期	3.3
第16期	2.4
第17期	1.3
第18期	4.1
第19期	1.2
第20期	7.1
第21期	3.0
第22期	2.3
第23期	1.9
第24期	3.2
第25期	1.4
第26期	5.7
第27期	1.6
第28期	15.0
第29期	3.5

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第10期	286,977,826	421,811,127	1,176,781,550
第11期	112,355,622	102,450,147	1,186,687,025
第12期	111,358,379	266,112,513	1,031,932,891
第13期	122,462,316	223,087,568	931,307,639
第14期	89,118,356	80,360,119	940,065,876
第15期	80,316,454	100,602,761	919,779,569
第16期	101,132,851	117,676,479	903,235,941
第17期	84,526,664	61,444,100	926,318,505
第18期	89,857,668	71,059,228	945,116,945
第19期	71,300,282	67,015,352	949,401,875
第20期	69,190,070	50,728,330	967,863,615
第21期	56,470,875	64,068,600	960,265,890
第22期	70,182,085	59,437,908	971,010,067
第23期	55,890,998	56,722,652	970,178,413
第24期	42,959,351	81,273,482	931,864,282
第25期	154,231,194	66,187,411	1,019,908,065
第26期	60,121,329	59,879,870	1,020,149,524
第27期	59,946,004	59,056,672	1,021,038,856
第28期	83,978,269	102,471,821	1,002,545,304
第29期	76,093,093	110,421,197	968,217,200

## 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」

## (1) 投資状況(平成25年9月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	213,001,494	100.05
内 日本	213,001,494	100.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	102,340	0.05
純資産総額	212,899,154	100.00

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。



## マザーファンド

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	4,846,878,953	70.88
内 日本	2,119,346,480	30.99
内 ユーロ	1,949,968,466	28.52
内 イギリス	329,470,647	4.82
内 アメリカ	323,471,193	4.73
内 メキシコ	73,068,931	1.07
内 デンマーク	31,059,269	0.45
内 南アフリカ	16,023,642	0.23
内 スウェーデン	4,470,325	0.07
地方債証券	179,406,052	2.62
内 カナダ	118,895,144	1.74
内 アメリカ	37,696,436	0.55
内 ユーロ	22,814,472	0.33
特殊債券	225,601,948	3.30
内 ユーロ	143,636,335	2.10
内 アメリカ	62,453,703	0.91
内 イギリス	19,511,910	0.29
社債券	1,385,250,898	20.26
内 アメリカ	695,399,589	10.17
内 ユーロ	578,414,993	8.46
内 イギリス	104,365,956	1.53
内 カナダ	7,070,360	0.10
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	200,738,079	2.94
純資産総額	6,837,875,930	100.00

(注1) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## (2) 投資資産(平成25年9月末現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)	日本	親投資信託 受益証券	159,515,835	1.3257	211,472,068	1.3353	213,001,494	100.05

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）（平成25年9月末現在）

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	318 10年国債	日本	2021/9/20	1.000000	国債証券	587,000,000	104.37	612,692,990	103.63	608,319,840	8.90
2	309 10年国債	日本	2020/6/20	1.100000	国債証券	324,000,000	105.53	341,917,200	104.74	339,383,520	4.96
3	130 20年国債	日本	2031/9/20	1.800000	国債証券	267,000,000	104.64	279,410,160	105.36	281,321,880	4.11
4	99 20年国債	日本	2027/12/20	2.100000	国債証券	197,000,000	113.48	223,569,390	113.69	223,971,270	3.28
5	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25	ユーロ	2023/5/25	1.750000	国債証券	201,761,100	95.67	193,044,380	94.94	191,572,164	2.80
6	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2015/06/12	ユーロ	2015/6/12	-	国債証券	186,596,050	99.51	185,686,394	99.75	186,135,157	2.72
7	UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2018/07/22	イギリス	2018/7/22	1.250000	国債証券	156,509,100	99.00	154,950,364	98.78	154,610,644	2.26
8	313 2年国債	日本	2014/2/15	0.100000	国債証券	149,000,000	100.04	149,067,050	100.00	149,004,470	2.18
9	BUNDESobligation 0.25% 2018/04/13	ユーロ	2018/4/13	0.250000	国債証券	150,331,800	98.15	147,558,178	98.12	147,520,595	2.16
10	306 10年国債	日本	2020/3/20	1.400000	国債証券	109,000,000	107.69	117,384,280	106.70	116,306,270	1.70
11	110 5年国債	日本	2018/3/20	0.300000	国債証券	105,000,000	99.47	104,451,900	100.39	105,416,850	1.54
12	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2021/9/1	ユーロ	2021/9/1	4.750000	国債証券	97,056,320	103.70	100,654,197	104.95	101,866,431	1.49
13	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	ユーロ	2023/10/25	4.250000	国債証券	78,462,650	118.59	93,056,702	116.24	91,206,553	1.33
14	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2017/06/01	ユーロ	2017/6/1	4.750000	国債証券	85,319,890	105.85	90,311,956	106.18	90,601,191	1.32
15	BUONI POLIENNALI 4%	ユーロ	2017/2/1	4.000000	国債証券	85,715,500	103.60	88,806,400	104.20	89,315,551	1.31
16	107 5年国債	日本	2017/12/20	0.200000	国債証券	88,000,000	100.37	88,332,640	100.02	88,017,600	1.29
17	ING BANK NV FR 2020/9/16	ユーロ	2020/9/16	3.500000	社債券	82,946,230	100.34	83,230,277	100.49	83,360,961	1.22
18	39 15年国債FR	日本	2021/3/20	0.320000	国債証券	80,000,000	103.50	82,800,000	104.15	83,320,000	1.22
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2018/04/30	アメリカ	2018/4/30	0.625000	国債証券	82,110,000	99.80	81,952,348	97.16	79,781,360	1.17
20	PROVINCE OF QUEBEC CANADA 4.25% 2043/12/01	カナダ	2043/12/1	4.250000	地方債証券	75,864,000	109.83	83,324,465	100.96	76,593,811	1.12
21	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	ユーロ	2041/4/25	4.500000	国債証券	63,297,600	123.78	78,354,833	119.57	75,690,637	1.11
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2023/05/15	アメリカ	2023/5/15	1.750000	国債証券	81,132,500	93.46	75,830,688	92.62	75,148,978	1.10
23	27 30年国債	日本	2037/9/20	2.500000	国債証券	63,000,000	118.77	74,825,610	117.01	73,716,300	1.08
24	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2017/05/01	ユーロ	2017/5/1	4.750000	国債証券	68,572,400	105.45	72,315,767	106.23	72,851,317	1.07
25	FRENCH TREASURY NOTE BTAN 1% 2017/07/25	ユーロ	2017/7/25	1.000000	国債証券	66,198,740	101.06	66,904,418	100.52	66,546,945	0.97
26	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	イギリス	2042/12/7	4.500000	国債証券	55,173,410	122.00	67,314,318	118.63	65,457,733	0.96
27	SPAIN GOVERNMENT BOND 5.85% 2022/1/31	ユーロ	2022/1/31	5.850000	国債証券	57,890,930	107.70	62,349,668	111.74	64,693,114	0.95

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
28	WELLS FARGO & CO 1.25% 2015/02/13	アメリカ	2015/ 2/13	1.250000	社債券	55,522,000	101.15	56,164,944	100.82	55,981,166	0.82
29	ELECTRICITE DE FRANCE SA	アメリカ	2099/ 12/31	5.250000	社債券	54,251,250	98.99	53,704,397	94.59	51,321,682	0.75
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2039/8/15	アメリカ	2039/ 8/15	4.500000	国債証券	44,378,500	125.55	55,718,959	115.62	51,312,640	0.75

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	70.88
地方債証券	2.62
特殊証券	3.30
社債券	20.26
合計	97.06

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	日本	東京証券取引所	長国2512月限	売建	3	429,990,000	432,360,000	6.32
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 2YR NOTE (CBT) DEC 13	買建	23	493,953,662	495,071,677	7.24
			US 5YR NOTE (CBT) DEC 13	買建	37	433,032,500	437,541,982	6.40
			US 10YR NOTE FUTURE DEC 13	売建	14	168,524,825	172,901,421	2.53
			US ULTRA BOND (CBT) FUTURE DEC 13	買建	10	136,819,453	139,079,921	2.03
	カナダ	ウィニペグ商品取引所	CAD 10YR BOND FUTURE DEC 13	売建	11	133,760,559	135,116,628	1.98
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUST 10YR BOND FUTURE DEC 13	買建	5	52,277,683	53,211,877	0.78
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LONG GILT FUTURE DEC 13	売建	3	51,823,482	52,335,694	0.77
	ユーロ	ユ・レックス	EURO-BUXL 30Y BND DEC 13	買建	1	16,283,307	16,541,772	0.24
			EURO-BOBL FUTURE DEC 13	売建	2	32,442,657	32,809,256	0.48
			EURO-BUND FUTURE DEC 13	売建	9	163,508,250	166,690,273	2.44
			EURO-SCHATZ FUTURE DEC 13	売建	47	682,697,583	684,278,045	10.01

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成25年9月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期(平成16年3月16日)	1,478,019,011	1,482,596,587	0.9686	0.9716
第11期(平成16年9月16日)	1,325,378,773	1,329,512,902	0.9618	0.9648
第12期(平成17年3月16日)	1,139,553,798	1,143,080,071	0.9695	0.9725
第13期(平成17年9月16日)	784,183,541	786,546,926	0.9954	0.9984
第14期(平成18年3月16日)	617,952,561	619,844,309	0.9800	0.9830
第15期(平成18年9月19日)	551,180,353	(同左)	0.9707	(同左)
第16期(平成19年3月16日)	528,831,085	(同左)	0.9653	(同左)
第17期(平成19年9月18日)	488,032,216	(同左)	0.9541	(同左)
第18期(平成20年3月17日)	438,838,031	(同左)	0.9515	(同左)
第19期(平成20年9月16日)	413,898,089	(同左)	0.9351	(同左)
第20期(平成21年3月16日)	409,829,459	(同左)	0.9517	(同左)
第21期(平成21年9月16日)	362,664,503	(同左)	0.9660	(同左)
第22期(平成22年3月16日)	346,037,827	(同左)	0.9730	(同左)
第23期(平成22年9月16日)	339,424,806	(同左)	1.0041	(同左)
第24期(平成23年3月16日)	303,416,761	(同左)	0.9796	(同左)
第25期(平成23年9月16日)	274,440,324	(同左)	1.0011	(同左)
第26期(平成24年3月16日)	256,570,635	(同左)	1.0123	(同左)
第27期(平成24年9月18日)	255,968,809	(同左)	1.0316	(同左)
第28期(平成25年3月18日)	255,047,471	(同左)	1.0475	(同左)
第29期(平成25年9月17日)	216,041,649	(同左)	1.0376	(同左)
平成24年9月末現在	258,699,794		1.0379	
平成24年10月末現在	277,028,344		1.0389	
平成24年11月末現在	278,045,796		1.0464	
平成24年12月末現在	273,753,435		1.0474	
平成25年1月末現在	264,369,557		1.0430	
平成25年2月末現在	261,051,218		1.0450	
平成25年3月末現在	251,960,909		1.0511	
平成25年4月末現在	249,230,256		1.0645	
平成25年5月末現在	235,402,919		1.0509	
平成25年6月末現在	232,648,875		1.0387	
平成25年7月末現在	229,857,623		1.0413	
平成25年8月末現在	213,744,723		1.0389	
平成25年9月末現在	212,899,154		1.0446	

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第10期	0.0030
第11期	0.0030
第12期	0.0030
第13期	0.0030
第14期	0.0030
第15期	
第16期	
第17期	
第18期	
第19期	
第20期	
第21期	
第22期	
第23期	
第24期	
第25期	
第26期	
第27期	
第28期	
第29期	

## 収益率の推移

	収益率(%)
第10期	1.0
第11期	0.4
第12期	1.1
第13期	3.0
第14期	1.2
第15期	0.9
第16期	0.6
第17期	1.2
第18期	0.3
第19期	1.7
第20期	1.8
第21期	1.5
第22期	0.7
第23期	3.2
第24期	2.4
第25期	2.2
第26期	1.1
第27期	1.9
第28期	1.5
第29期	0.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## (4) 設定及び解約の実績

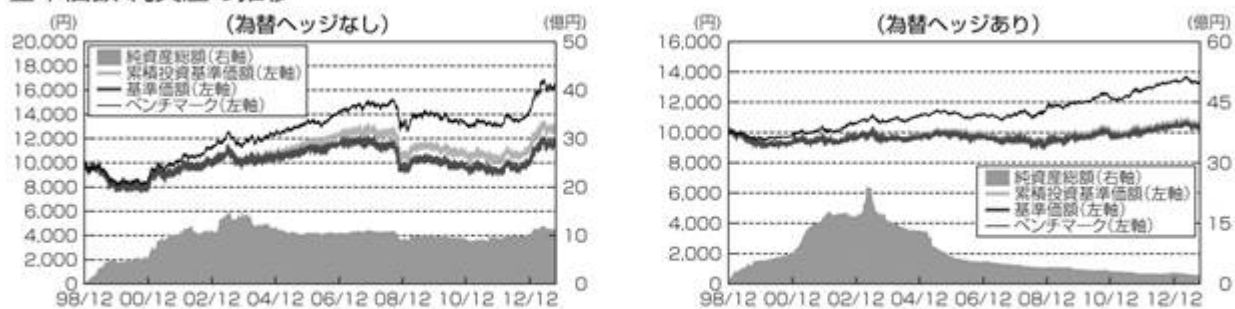
	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第10期	152,570,643	437,312,406	1,525,858,714
第11期	37,758,935	185,574,548	1,378,043,101
第12期	48,512,863	251,131,373	1,175,424,591
第13期	29,486,575	417,116,031	787,795,135
第14期	55,256,789	212,468,953	630,582,971
第15期	31,746,328	94,538,590	567,790,709
第16期	43,739,854	63,711,632	547,818,931
第17期	21,912,825	58,216,799	511,514,957
第18期	22,036,379	72,327,513	461,223,823
第19期	10,871,581	29,448,897	442,646,507
第20期	12,057,189	24,077,643	430,626,053
第21期	10,337,291	65,546,953	375,416,391
第22期	11,634,329	31,422,505	355,628,215
第23期	25,999,454	43,590,913	338,036,756
第24期	17,891,534	46,199,228	309,729,062
第25期	7,482,233	43,076,340	274,134,955
第26期	20,336,650	41,023,336	253,448,269
第27期	14,327,549	19,641,229	248,134,589
第28期	49,426,212	54,089,521	243,471,280
第29期	32,381,696	67,647,130	208,205,846



(参考情報)

運用実績（2013年9月30日現在）

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額および累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※累積投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと算出しています。

※ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

## 分配の推移

	第25期 2011年9月	第26期 2012年3月	第27期 2012年9月	第28期 2013年3月	第29期 2013年9月	設定来累計
(為替ヘッジなし)	0円	0円	0円	0円	0円	1,110円
(為替ヘッジあり)	0円	0円	0円	0円	0円	180円

※分配金は税引前、1万口当たり

## 主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

(為替ヘッジなし)

	銘柄名	種別	国名	比率
1	309 10年国債	国債	日本	9.4
2	318 10年国債	国債	日本	8.7
3	130 20年国債	国債	日本	4.3
4	99 20年国債	国債	日本	3.4
5	UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2018/07/22	国債	イギリス	2.5
6	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25	国債	フランス	2.3
7	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2021/9/1	国債	イタリア	1.9
8	39 15年国債FR	国債	日本	1.7
9	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	国債	フランス	1.6
10	110 5年国債	国債	日本	1.5

(為替ヘッジあり)

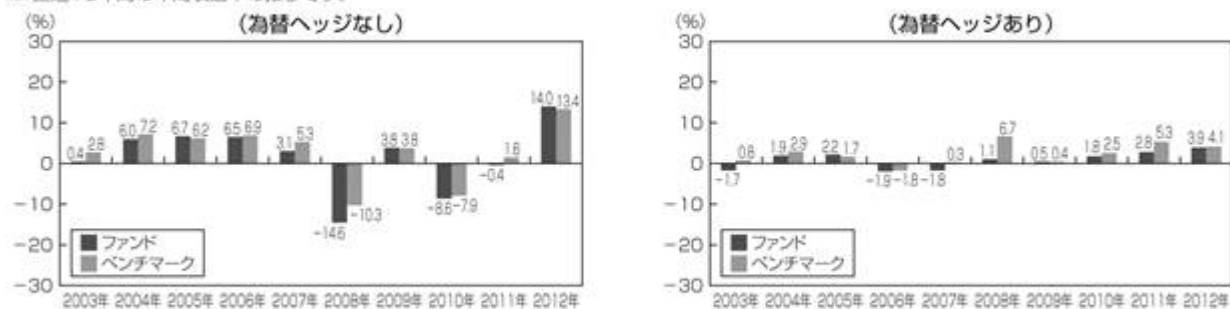
	銘柄名	種別	国名	比率
1	318 10年国債	国債	日本	8.9
2	309 10年国債	国債	日本	5.0
3	130 20年国債	国債	日本	4.1
4	99 20年国債	国債	日本	3.3
5	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/05/25	国債	フランス	2.8
6	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 0% 2015/06/12	国債	ドイツ	2.7
7	UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2018/07/22	国債	イギリス	2.3
8	313 2年国債	国債	日本	2.2
9	BUNDESOBLIGATION 0.25% 2018/04/13	国債	ドイツ	2.2
10	306 10年国債	国債	日本	1.7

※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

## 年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと算出しています。

※直近10年間の年間収益率の推移です。



※運用実績データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る〈一般コース〉と分配金が税引き後無手数料で再投資される〈累積投資コース〉の2つの申込方法があります。

〈累積投資コース〉を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約<sup>\*</sup>を締結します。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社でお受けいたします。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (3) 受付時間

購入の受付は、午後3時までに、申込が行われ、かつ当該購入の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の購入受付分とします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金制度において購入する場合には前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

#### (4) 購入不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

#### (5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る〈一般コース〉と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される〈累積投資コース〉の2つの申込コースがあります。

受取方法は途中で変更することはできません。

申込コース		購入単位
一般コース		1万口以上1万口単位
累積投資コース		1万円以上1円単位または10万円以上1円単位 なお、確定拠出年金制度によるお申込、収益分配金再投資によるお申込は1円単位
スイッチング	一般コース	1口以上1口単位 1万口以上1万口単位
	累積投資コース	1円以上1円単位 1万円以上1円単位

販売会社が定時定額購入サービス等（当該サービスの名称は販売会社によって異なることがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を取扱う場合、当該販売会社が別に定める購入単位となる場合があります。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースおよびスイッチングの取扱いは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、上記金額には購入時手数料は含まれておりません。

#### (7) 購入時手数料

購入時手数料は、購入受付日の翌営業日の基準価額の1.575%<sup>\*</sup>（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および消費税等相当額が含まれています。

\* 平成26年4月1日以降、消費税率が8%になった場合は、1.62%となります。

以下の場合には、無手数料とします。

- a．スイッチングによる購入の場合
  
- b．<累積投資コース>を選択した投資者が、分配金を再投資する場合
  
- c．確定拠出年金制度において購入する場合

#### (8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

#### (9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます（スイッチングを含みます。）。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

### (2) 受付時間

換金の受付については、午後3時までに、換金の申込が行われかつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

販売会社は、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行う場合の受付時間については前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

### (3) 換金不可日

ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受け付けません（スイッチングを含みます。）。販売会社にご確認のうえ、お申込みください。

## (4) 換金単位

申込コース	換金単位
一般コース	1万口単位または1口単位
累積投資コース	1口単位または1円単位

なお、販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (5) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。ただし、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金を行った場合を除きます。

換金価額等につきましては販売会社または下記にお問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

## (6) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の受付には制限があります。

## (7) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

## (8) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金を受付けたものとします（スイッチングを含みます。）。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記へ問い合わせることにより知ることができます。また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「ワ債へ無」、「ワ債へ有」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

#### (4)【計算期間】

計算期間は毎年3月17日から9月16日および9月17日から翌年3月16日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

## ファンドの償還条件等

- a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．のファンドの償還を行いません。
- f．委託会社は、このファンドの償還を行わないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこのファンドを償還させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

#### 信託約款の変更

a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

#### 運用報告書等の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。



### 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
  
- b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の契約期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

上記にかかわらず、累積投資コースの場合、「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

## (2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

## (3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## (4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## (5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間（平成25年3月19日から平成25年9月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(3) 「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」は、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」及び「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

## 1【財務諸表】

## 【ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第28期 (平成25年3月18日現在)	第29期 (平成25年9月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,132,949,125	1,132,716,054
未収入金	1,044,534	4,129,174
流動資産合計	1,133,993,659	1,136,845,228
資産合計	1,133,993,659	1,136,845,228
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,044,534	4,129,174
未払受託者報酬	277,054	302,404
未払委託者報酬	6,816,609	7,440,366
流動負債合計	8,138,197	11,871,944
負債合計	8,138,197	11,871,944
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,002,545,304	968,217,200
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	123,310,158	156,756,084
（分配準備積立金）	94,553,792	119,554,133
元本等合計	1,125,855,462	1,124,973,284
純資産合計	1,125,855,462	1,124,973,284
負債純資産合計	1,133,993,659	1,136,845,228

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期 (自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月18日)	第29期 (自 平成25年 3月19日 至 平成25年 9月17日)
営業収益		
有価証券売買等損益	156,759,417	47,221,328
営業収益合計	156,759,417	47,221,328
営業費用		
受託者報酬	277,054	302,404
委託者報酬	6,816,609	7,440,366
営業費用合計	7,093,663	7,742,770
営業利益	149,665,754	39,478,558
経常利益	149,665,754	39,478,558
当期純利益	149,665,754	39,478,558
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	8,945,355	4,505,954
期首剰余金又は期首欠損金( )	24,142,231	123,310,158
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,731,990	12,231,947
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,154,168	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,577,822	12,231,947
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	13,758,625
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	13,758,625
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	123,310,158	156,756,084

### (3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

#### 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

#### 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間の取扱い

第29期計算期間は第28期計算期末及び第29期計算期末が休業日であったため、平成25年3月19日から平成25年9月17日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第28期 (平成25年3月18日現在)	第29期 (平成25年9月17日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,002,545,304口	968,217,200口
2 1口当たり純資産額	1.1230円	1.1619円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第28期 (自 平成24年9月19日 至 平成25年3月18日)	第29期 (自 平成25年3月19日 至 平成25年9月17日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	1,662,540円	1,814,668円
2 分配金の計算過程	第28期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(59,835,580円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(181,215,880円)、分配準備積立金(34,718,212円)により、分配対象収益は275,769,672円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第29期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(34,972,604円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(181,745,493円)、分配準備積立金(84,581,529円)により、分配対象収益は301,299,626円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

## （金融商品に関する注記）

### 金融商品の状況に関する事項

#### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

##### (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

##### (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

##### (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。



## 金融商品の時価等に関する事項

第28期 (平成25年3月18日現在)	第29期 (平成25年9月17日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	第28期 (平成25年3月18日現在)	第29期 (平成25年9月17日現在)
期首元本額	1,021,038,856円	1,002,545,304円
期中追加設定元本額	83,978,269円	76,093,093円
期中一部解約元本額	102,471,821円	110,421,197円

## 2 有価証券関係

第28期(平成25年3月18日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	147,456,382
合計	147,456,382

第29期(平成25年9月17日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	42,312,205
合計	42,312,205

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジなし)	747,766,078	1,132,716,054	
親投資信託受益証券 合計		747,766,078	1,132,716,054	
合計		747,766,078	1,132,716,054	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成25年9月17日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(平成25年9月17日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	44,104,425
コール・ローン	7,684,428
国債証券	9,126,214,956
地方債証券	468,316,679
特殊債券	664,850,892
社債券	3,064,218,434
派生商品評価勘定	44,401,269
未収入金	191,824,097
未収利息	108,131,521
前払費用	13,592,137
差入委託証拠金	77,258,581
流動資産合計	13,810,597,419
資産合計	13,810,597,419
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	70,790,782
未払金	3,591,720
未払解約金	28,740,685
流動負債合計	103,123,187
負債合計	103,123,187
純資産の部	
元本等	
元本	9,048,779,380
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	4,658,694,852
元本等合計	13,707,474,232
純資産合計	13,707,474,232
負債純資産合計	13,810,597,419

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

##### (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

##### (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

##### (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

#### 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

##### (1) 債券先物取引及び金利先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

##### (2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

#### 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

#### 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年9月17日現在)
1 当該計算日の末日における受益権総数	9,048,779,380口
2 1口当たり純資産額	1.5148円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

## 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要リスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要リスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

## 3 金融商品に係るリスク管理体制

## (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

## (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

## (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

(平成25年9月17日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成25年9月17日現在)	
同計算期間の期首元本額	10,560,972,985円
同計算期間中の追加設定元本額	81,444,832円
同計算期間中の一部解約元本額	1,593,638,437円
同計算期間末日の元本額	9,048,779,380円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジなし）	594,765,177円
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	747,766,078円
ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド	245,809,060円
ブラックロック世界バランス・ファンド	309,072,227円
B Rワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）	1,574,691,280円
ブラックロック・ワールド・ボンド・ファンドV A	5,576,675,558円
合計	9,048,779,380円

## 2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(平成25年9月17日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	119,482,488
地方債証券	32,011,432
特殊債券	16,022,548
社債券	46,272,205
合計	213,788,673

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。



## 3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連及び通貨関連

区分	種類	(平成25年9月17日現在)				
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	
			うち1年超 (円)			
市場取引	債券先物取引					
	売建					
	日本円	1,146,640,000	-	1,149,200,000	2,560,000	
	イギリスポンド	137,855,032	-	137,123,304	731,728	
	カナダドル	394,332,896	-	390,857,920	3,474,976	
	ユーロ	1,308,202,800	-	1,310,897,085	2,694,285	
	買建					
	アメリカドル	2,252,836,513	-	2,246,721,444	6,115,069	
オーストラリアドル	95,591,013	-	96,180,974	589,961		
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	売建					
	アメリカドル	323,952,157	-	324,259,400	307,243	
	イギリスポンド	418,535,601	-	431,508,800	12,973,199	
	カナダドル	138,891,625	-	139,746,880	855,255	
	ユーロ	1,783,421,483	-	1,814,942,900	31,521,417	
	南アフリカランド	59,121,343	-	61,656,750	2,535,407	
	メキシコペソ	69,645,168	-	68,311,390	1,333,778	
	買建					
	アメリカドル	2,187,240,213	-	2,178,525,200	8,715,013	
	イギリスポンド	274,021,927	-	286,044,000	12,022,073	
	スイスフラン	39,339,600	-	40,110,000	770,400	
	オーストラリアドル	105,208,554	-	106,685,950	1,477,396	
	カナダドル	7,288,764	-	7,294,480	5,716	
	ユーロ	901,526,532	-	916,655,380	15,128,848	
	デンマーククローネ	30,397,717	-	30,885,311	487,594	
	スウェーデンクローナ	52,086,472	-	53,312,160	1,225,688	
	ノルウェークローネ	34,144,646	-	34,932,240	787,594	
	シンガポールドル	101,010,564	-	100,558,500	452,064	
	ポーランドズロチ	82,528,473	-	86,832,160	4,303,687	
	合計		11,943,819,093	-	12,013,242,228	26,389,513

## (注1) 時価の算定方法

## 債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## 為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	日本円	1 0 7 5 年国債	182,000,000	181,883,520		
		1 1 0 5 年国債	200,000,000	200,622,000		
		1 3 0 2 0 年国債	562,000,000	585,064,480		
		2 6 3 0 年国債	7,000,000	7,909,020		
		2 7 3 0 年国債	143,000,000	164,605,870		
		3 0 6 1 0 年国債	60,000,000	63,921,600		
		3 0 9 1 0 年国債	1,225,000,000	1,280,517,000		
		3 1 3 2 年国債	163,000,000	163,000,000		
		3 1 8 1 0 年国債	1,144,000,000	1,182,095,200		
		3 7 3 0 年国債	92,000,000	94,563,120		
		3 9 1 5 年国債 F R	220,000,000	229,020,000		
	9 9 2 0 年国債	414,000,000	467,306,640			
	日本円 小計			4,412,000,000	4,620,508,450	
	アメリカドル	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	509,000.000	528,087.500		
		UNITED STATES TREASURY BILL	750,000.000	750,000.000		
	アメリカドル 小計			1,259,000.000 (124,867,620)	1,278,087.500 (126,760,718)	
	イギリスポンド	TREASURY 4.75%	235,000.000	277,149.600		
		TSY 4.75% 2038	122,000.000	146,590.320		
		UNITED KINGDOM GILT	852,000.000	992,068.800		
UNITED KINGDOM GILT		580,000.000	536,476.800			
イギリスポンド 小計			3,999,000.000 (630,642,300)	4,120,118.720 (649,742,722)		
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 3.5	600,000.000	627,708.000			
スウェーデンクローナ 小計			600,000.000 (9,126,000)	627,708.000 (9,547,439)		
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4.5	1,105,000.000	1,477,075.600			
	DENMARK GOVERNMENT BOND	1,277,000.000	1,910,213.220			
デンマーククローネ 小計			2,382,000.000 (42,209,040)	3,387,288.820 (60,022,758)		

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	メキシコペソ	MEXICAN BONOS	5,000,000.000	5,697,100.000		
		MEXICAN BONOS	500,000.000	647,650.000		
		MEXICAN BONOS	1,100,000.000	1,204,918.000		
		MEXICANBONOS 7%	12,500,000.000	12,803,750.000		
		MEXICANBONOS 8%	1,800,000.000	2,055,222.000		
		メキシコペソ 小計		20,900,000.000 (160,094,000)	22,408,640.000 (171,650,182)	
		南アフリカランド	SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND	16,147,834.000	12,162,387.060	
		南アフリカランド 小計		16,147,834.000 (163,093,123)	12,162,387.060 (122,840,109)	
		ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND	385,000.000	424,200.700	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND		55,000.000	56,325.500		
	BELGIUM GOVERNMENT BOND		475,000.000	516,230.000		
	BELGIUM GOVERNMENT BOND		348,000.000	378,665.760		
	BELGIUM GOVERNMENT BOND		593,000.000	671,252.280		
	BELGIUM KINGDOM 4.25		776,000.000	807,878.080		
	BELGIUM KINGDOM 5.5%		160,000.000	186,860.800		
	BUNDESobligation		1,090,000.000	1,062,651.900		
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		325,000.000	398,190.000		
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND		674,000.000	868,469.220		
	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND		88,000.000	122,379.840		
	BUONI POLIENNALI 4%		750,000.000	779,430.000		
	DEUTSCHLAND REP 3.25		46,000.000	51,186.500		
	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		1,428,000.000	1,638,772.800		
	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		1,107,000.000	1,298,887.380		
	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT		2,490,000.000	2,334,773.400		
	FRENCH TREASURY NOTE BTAN		953,000.000	953,514.620		
	IRELAND GOVERNMENT BOND		625,000.000	677,906.250		
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		515,000.000	510,236.250		
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		1,900,000.000	1,989,775.000		
	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		299,000.000	294,126.300		
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	1,050,000.000		1,112,947.500			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	542,000.000		548,531.100			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	410,000.000		412,062.300			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	1,063,000.000		1,126,471.730			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	780,000.000		729,401.400			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	210,000.000	207,853.800				
ITALYBUONIPOLIENNALIDELTESORO	331,000.000	343,015.300				
NETHERLANDS GOVT 3.7	306,000.000	355,614.840				
REP OF AUSTRIA 4.15%	158,000.000	189,271.360				

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	ユーロ	REP OF AUSTRIA 4.3%	263,000.000	297,453.000		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	754,000.000	775,926.320		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	258,000.000	228,015.240		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	225,000.000	212,557.500		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	290,000.000	306,843.200		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	507,000.000	532,755.600		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	821,000.000	912,172.050		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	260,000.000	279,656.000		
		SPANISH GOV'T 4.1%	57,000.000	59,485.200		
		SPANISH GOV'T 5.5%	737,000.000	808,968.050		
	ユーロ 小計		24,104,000.000 (3,185,825,680)	25,460,714.070 (3,365,142,578)		
国債証券 合計			8,727,857,763 (4,315,857,763)	9,126,214,956 (4,505,706,506)		
地方債証券	アメリカドル	STATE OF CALIFORNIA	350,000.000	358,844.500		
		STATE OF CALIFORNIA	345,000.000	364,320.000		
		STATE OF CALIFORNIA	135,000.000	140,429.700		
		アメリカドル 小計		830,000.000 (82,319,400)	863,594.200 (85,651,273)	
	カナダドル	PROVINCE OF ONTARIO	109,000.000	131,757.020		
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA	327,000.000	344,089.020		
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA	222,000.000	215,542.020		
		PROVINCE OF QUEBEC CANADA	1,606,000.000	1,562,686.180		
		カナダドル 小計		2,264,000.000 (217,570,400)	2,254,074.240 (216,616,534)	
	ユーロ	PROVINCE OF QUEBEC CANADA	675,000.000	797,890.500		
		STATE OF HESSE	450,000.000	458,437.500		
		ユーロ 小計		1,125,000.000 (148,691,250)	1,256,328.000 (166,048,872)	
	地方債証券 合計			448,581,050 (448,581,050)	468,316,679 (468,316,679)	
特殊債券	アメリカドル	FANNIE MAE POOL	200,247.030	215,850.270		
		FANNIE MAE POOL	228,186.820	245,743.510		
		FREDDIE MAC GOLD POOL	467,336.440	496,951.550		
		PETROLEOS MEXICANOS	210,000.000	221,235.000		
		PETROLEOS MEXICANOS	286,000.000	283,855.000		
		アメリカドル 小計		1,391,770.290 (138,035,777)	1,463,635.330 (145,163,352)	
	イギリスポンド	EUROPEAN INVESTMENT BANK	199,000.000	252,978.750		
		イギリスポンド 小計		199,000.000 (31,382,300)	252,978.750 (39,894,749)	
	カナダドル	CANADA HOUSING TRUST NO 1	425,000.000	458,715.250		
		CANADA HOUSING TRUST NO 1	1,162,000.000	1,089,386.620		
	カナダドル 小計		1,587,000.000 (152,510,700)	1,548,101.870 (148,772,590)		

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	ユーロ	EUROPEAN UNION	385,000.000	407,537.900	
		INSTITUTO DE CREDITO OFICIAL	330,000.000	335,217.300	
		KFW	250,000.000	257,452.500	
		KFW	200,000.000	209,114.000	
		KFW	720,000.000	735,624.000	
		ユーロ 小計		2,445,000.000 (323,155,650)	2,504,503.300 (331,020,201)
特殊債券 合計			645,084,427 (645,084,427)	664,850,892 (664,850,892)	
社債券	アメリカドル	ARKLE MASTER ISSUER PLC	451,000.000	459,618.610	
		BANK OF AMERICA CORP	890,000.000	885,639.000	
		CITIGROUP INC	404,000.000	427,803.680	
		COMM 2007-C9 A2	20,351.420	20,348.160	
		DUKE ENERGY CORP	187,000.000	206,414.340	
		ELECTRICITE DE FRANCE SA	1,188,000.000	1,112,265.000	
		FLORIDA POWER CORP	85,000.000	101,739.900	
		FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST	830,000.000	839,694.400	
		FORD MOTOR CO	421,000.000	504,185.390	
		FORD MOTOR CREDIT CO LLC	744,000.000	847,527.600	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE	785,000.000	825,341.150	
		HOLMES MASTER ISSUER PLC	287,000.000	288,176.700	
		ICAHN ENTERPRISES/FIN	520,000.000	546,000.000	
		JPMORGAN CHASE & CO	960,000.000	959,625.600	
		LB COMMERCIAL CONDUIT MORTGAGE TRUST	405,000.000	453,235.500	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	405,000.000	428,984.100	
		MORGAN STANLEY	858,000.000	887,317.860	
		MORGAN STANLEY	782,000.000	811,692.540	
		MORGAN STANLEY	820,000.000	819,680.200	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I	405,000.000	453,352.950	
		NORTHERN ROCK ASSET MANAGEMENT PLC	400,000.000	451,408.000	
		SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST	175,000.000	175,344.750	
		SLM STUDENT LOAN TRUST	800,000.000	836,152.000	
		SLM STUDENT LOAN TRUST	213,864.990	215,545.960	
		SLM STUDENT LOAN TRUST	323,223.900	325,515.550	
	SLM STUDENT LOAN TRUST	279,919.390	281,137.030		
VOLKSWAGEN AUTO LOAN ENHANCED TRUST	101,000.000	101,541.360			
	WELLS FARGO & CO	1,172,000.000	1,179,336.720		
	アメリカドル 小計		14,912,359.700 (1,479,007,835)	15,444,624.050 (1,531,797,813)	

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考	
社債券	イギリスポンド	EDF SA	400,000.000	425,020.000		
		FOSSE MASTER ISSUER PLC	257,797.540	259,609.850		
		GKN HOLDINGS PLC	126,000.000	127,884.960		
		HOLMES MASTER ISSUER PLC	291,000.000	290,784.660		
		KENRICK NO 2 PLC	124,000.000	123,694.960		
		LORDS 1 A	164,976.980	165,801.850		
		TURBO FINANCE	100,384.590	100,655.620		
	イギリスポンド 小計			1,464,159.110 (230,897,892)	1,493,451.900 (235,517,365)	
	オーストラリアドル	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	500,000.000	503,570.000		
	オーストラリアドル 小計			500,000.000 (46,155,000)	503,570.000 (46,484,547)	
	カナダドル	SHAW COMMUNICATIONS INC	140,000.000	151,240.600		
	カナダドル 小計			140,000.000 (13,454,000)	151,240.600 (14,534,222)	
	ユーロ	AUTO ABS	21,664.880	21,667.260		
		AUTO ABS 2012-2 SRL	293,546.000	296,070.490		
		BANCO SANTANDER SA	300,000.000	308,091.000		
		BPCE SFH SA	500,000.000	502,985.000		
		CAJA MADRID	900,000.000	904,419.000		
		DUESSELDORFER HYPOTHEKENBANK AG	775,000.000	778,022.500		
		ELECTRICITE DE FRANCE SA	400,000.000	403,400.000		
		ENBW ENERGIE BADEN- WUERTTEMBERG AG	260,000.000	284,034.400		
		EUREKO BV	80,000.000	80,000.000		
		FMS WERTMANAGEMENT AOR	600,000.000	616,704.000		
		GERMAN POSTAL PENSIONS	600,000.000	637,140.000		
		ING BANK NV	256,000.000	256,640.000		
		KBC BANK NV	300,000.000	298,617.000		
		LEASEPLAN CORP NV	238,000.000	242,802.840		
		NORDEA BANK AB	596,000.000	590,600.240		
SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU		400,000.000	411,360.000			
SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU		700,000.000	736,015.000			
SPAREBANK 1 BOLIGKREDIT AS		405,000.000	429,644.250			
SPAREBANK 1 BOLIGKREDIT AS		400,000.000	390,536.000			
SVENSK EXPORTKREDIT AB		825,000.000	844,074.000			
WM COVERED BOND PROGRAM	310,000.000	317,895.700				
ユーロ 小計			9,160,210.880 (1,210,705,072)	9,350,718.680 (1,235,884,487)		
社債券 合計			2,980,219,799 (2,980,219,799)	3,064,218,434 (3,064,218,434)		
合計			12,801,743,039 (8,389,743,039)	13,323,600,961 (8,703,092,511)		

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
 2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
 3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	2銘柄	6.7%
	地方債証券	3銘柄	4.5%
	特殊債証券	5銘柄	7.7%
	社債証券	28銘柄	81.1%
			21.7%
カナダドル	地方債証券	4銘柄	57.0%
	特殊債証券	2銘柄	39.2%
	社債証券	1銘柄	3.8%
			4.4%
オーストラリアドル	社債証券	1銘柄	100.0%
			0.5%
イギリスポンド	国債証券	5銘柄	70.2%
	特殊債証券	1銘柄	4.3%
	社債証券	7銘柄	25.5%
			10.6%
スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	100.0%
			0.1%
デンマーククローネ	国債証券	2銘柄	100.0%
			0.7%
メキシコペソ	国債証券	5銘柄	100.0%
			2.0%
南アフリカランド	国債証券	1銘柄	100.0%
			1.4%
ユーロ	国債証券	40銘柄	66.0%
	地方債証券	2銘柄	3.3%
	特殊債証券	6銘柄	6.5%
	社債証券	21銘柄	24.2%
			58.6%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。



## 【ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第28期 (平成25年3月18日現在)	第29期 (平成25年9月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	256,837,146	217,626,774
未収入金	5,301,489	4,105,135
流動資産合計	262,138,635	221,731,909
資産合計	262,138,635	221,731,909
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,301,489	4,105,135
未払受託者報酬	69,866	61,868
未払委託者報酬	1,719,809	1,523,257
流動負債合計	7,091,164	5,690,260
負債合計	7,091,164	5,690,260
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	243,471,280	208,205,846
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,576,191	7,835,803
（分配準備積立金）	14,938,520	11,047,394
元本等合計	255,047,471	216,041,649
純資産合計	255,047,471	216,041,649
負債純資産合計	262,138,635	221,731,909

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期 (自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月18日)	第29期 (自 平成25年 3月19日 至 平成25年 9月17日)
営業収益		
有価証券売買等損益	5,882,024	400,548
営業収益合計	5,882,024	400,548
営業費用		
受託者報酬	69,866	61,868
委託者報酬	1,719,809	1,523,257
営業費用合計	1,789,675	1,585,125
営業利益又は営業損失（ ）	4,092,349	1,985,673
経常利益又は経常損失（ ）	4,092,349	1,985,673
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,092,349	1,985,673
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	653,065	21,205
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,834,220	11,576,191
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,077,367	1,499,386
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,077,367	1,499,386
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,774,680	3,232,896
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,774,680	3,232,896
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,576,191	7,835,803

### (3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

#### 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

#### 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間の取扱い

第29期計算期間は第28期計算期末及び第29期計算期末が休業日であったため、平成25年3月19日から平成25年9月17日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第28期 (平成25年3月18日現在)	第29期 (平成25年9月17日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	243,471,280口	208,205,846口
2 1口当たり純資産額	1.0475円	1.0376円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第28期 (自 平成24年9月19日 至 平成25年3月18日)	第29期 (自 平成25年3月19日 至 平成25年9月17日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	419,414円	371,478円
2 分配金の計算過程	<p>第28期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(3,439,284円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(9,317,696円)、分配準備積立金(11,499,236円)により、分配対象収益は24,256,216円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。</p>	<p>第29期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(9,695,388円)、分配準備積立金(11,047,394円)により、分配対象収益は20,742,782円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

## 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

## 3 金融商品に係るリスク管理体制

## (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

## (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

## (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

第28期 (平成25年3月18日現在)	第29期 (平成25年9月17日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	第28期 (平成25年3月18日現在)	第29期 (平成25年9月17日現在)
期首元本額	248,134,589円	243,471,280円
期中追加設定元本額	49,426,212円	32,381,696円
期中一部解約元本額	54,089,521円	67,647,130円

## 2 有価証券関係

第28期(平成25年3月18日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,004,910
合計	5,004,910

第29期(平成25年9月17日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	636,246
合計	636,246

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)	164,159,896	217,626,774	
親投資信託受益証券 合計		164,159,896	217,626,774	
合計		164,159,896	217,626,774	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## (参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成25年9月17日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(平成25年9月17日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	22,567,713
コール・ローン	4,121,074
国債証券	4,935,263,412
地方債証券	177,582,142
特殊債券	226,171,107
社債券	1,408,763,517
派生商品評価勘定	13,682,376
未収入金	64,168,488
未収利息	49,791,574
前払費用	7,104,878
差入委託証拠金	30,921,844
流動資産合計	6,940,138,125
資産合計	6,940,138,125
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	91,204,566
未払金	2,155,032
未払解約金	4,105,135
流動負債合計	97,464,733
負債合計	97,464,733
純資産の部	
元本等	
元本	5,161,378,308
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,681,295,084
元本等合計	6,842,673,392
純資産合計	6,842,673,392
負債純資産合計	6,940,138,125

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

##### (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

##### (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

##### (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

#### 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

##### (1) 債券先物取引及び金利先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

##### (2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

#### 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

#### 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年9月17日現在)
1 当該計算日の末日における受益権総数	5,161,378,308口
2 1口当たり純資産額	1.3257円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

## 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「期限前償還リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。債券先物取引及び金利先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。債券先物取引に係る主要リスクは、債券相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。金利先物取引に係る主要リスクは、金利相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要リスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

## 3 金融商品に係るリスク管理体制

## (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

## (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

## (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

（平成25年9月17日現在）	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権についてはすべて1年以内に償還予定であります。</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成25年9月17日現在)	
同計算期間の期首元本額	5,407,987,122円
同計算期間中の追加設定元本額	171,083,512円
同計算期間中の一部解約元本額	417,692,326円
同計算期間末日の元本額	5,161,378,308円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ワールド・ボンド・オープン（為替ヘッジあり）	295,341,703円
ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	164,159,896円
ブラックロック・グローバル・バランス・ファンド	280,389,312円
ブラックロック世界バランス・ファンド	333,850,932円
B Rワールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり）	4,087,636,465円
合計	5,161,378,308円

- 2 有価証券関係  
売買目的有価証券

種類	(平成25年9月17日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	66,592,593
地方債証券	14,637,588
特殊債券	3,394,757
社債券	21,748,095
合計	106,373,033

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

## 3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連及び通貨関連

区分	種類	(平成25年9月17日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	債券先物取引				
	売建				
	日本円	429,990,000	-	430,950,000	960,000
	アメリカドル	170,990,202	-	172,133,089	1,142,887
	イギリスポンド	51,695,637	-	51,421,239	274,398
	カナダドル	135,551,933	-	134,357,410	1,194,523
	ユーロ	880,647,388	-	882,479,925	1,832,537
	買建				
	アメリカドル	995,642,453	-	993,385,331	2,257,122
	オーストラリアドル	53,106,118	-	53,433,874	327,756
ユーロ	16,320,352	-	16,283,344	37,008	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	1,301,959,902	-	1,294,797,689	7,162,213
	イギリスポンド	444,125,997	-	461,140,120	17,014,123
	オーストラリアドル	8,332,806	-	8,376,550	43,744
	カナダドル	133,006,583	-	133,799,200	792,617
	ユーロ	2,852,752,701	-	2,916,726,220	63,973,519
	デンマーククローネ	26,992,154	-	27,438,203	446,049
	スウェーデンクローナ	3,958,957	-	4,037,880	78,923
	南アフリカランド	61,326,569	-	63,415,500	2,088,931
	メキシコペソ	73,666,996	-	72,187,430	1,479,566
	買建				
	アメリカドル	29,775,960	-	29,748,000	27,960
	イギリスポンド	6,695,661	-	6,776,800	81,139
	カナダドル	2,697,612	-	2,687,440	10,172
ユーロ	189,470,966	-	192,013,691	2,542,725	
南アフリカランド	2,039,668	-	2,160,750	121,082	
	合計	7,870,746,615	-	7,949,749,685	77,522,190

## (注1) 時価の算定方法

## 債券先物取引

- 1 当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段または最終相場で評価しております。
- 2 外貨建先物取引の時価は、計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## 為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	日本円	1 0 7 5 年国債	88,000,000	87,943,680		
		1 1 0 5 年国債	105,000,000	105,326,550		
		1 3 0 2 0 年国債	267,000,000	277,957,680		
		2 6 3 0 年国債	4,000,000	4,519,440		
		2 7 3 0 年国債	63,000,000	72,518,670		
		3 0 6 1 0 年国債	109,000,000	116,124,240		
		3 0 9 1 0 年国債	324,000,000	338,683,680		
		3 1 3 2 年国債	149,000,000	149,000,000		
		3 1 8 1 0 年国債	587,000,000	606,547,100		
		3 7 3 0 年国債	44,000,000	45,225,840		
		3 9 1 5 年国債 F R	80,000,000	83,280,000		
	9 9 2 0 年国債	197,000,000	222,365,720			
	日本円 小計			2,017,000,000	2,109,492,600	
	アメリカドル	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	254,000.000	263,525.000		
		UNITED STATES TREASURY BILL	300,000.000	300,000.000		
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	454,000.000	508,198.520		
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	410,000.000	379,409.900		
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	830,000.000	751,473.700		
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	410,000.000	381,685.400		
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND		840,000.000	806,139.600			
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND		425,000.000	411,387.250			
アメリカドル 小計			3,923,000.000 (389,083,140)	3,801,819.370 (377,064,445)		
イギリスポンド	TREASURY 4.75%	160,000.000	188,697.600			
	TSY 4.75% 2038	27,000.000	32,442.120			
	UNITED KINGDOM GILT	349,000.000	406,375.600			
	UNITED KINGDOM GILT	198,000.000	204,058.800			
	UNITED KINGDOM GILT	280,000.000	258,988.800			
イギリスポンド 小計			2,004,000.000 (316,030,800)	2,061,673.720 (325,125,946)		
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 3.5	275,000.000	287,699.500			
スウェーデンクローナ 小計			275,000.000 (4,182,750)	287,699.500 (4,375,909)		



種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4.5	450,000.000	601,524.000	
		DENMARK GOVERNMENT BOND	758,000.000	1,133,861.880	
	デンマーククローネ 小計		1,208,000.000 (21,405,760)	1,735,385.880 (30,751,038)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS	2,000,000.000	2,278,840.000	
		MEXICAN BONOS	200,000.000	259,060.000	
		MEXICAN BONOS	600,000.000	657,228.000	
		MEXICANBONOS 7%	5,500,000.000	5,633,650.000	
		MEXICANBONOS 8%	900,000.000	1,027,611.000	
	メキシコペソ 小計		9,200,000.000 (70,472,000)	9,856,389.000 (75,499,940)	
	南アフリカランド	SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND	7,925,592.000	5,969,476.620	
	南アフリカランド 小計		7,925,592.000 (80,048,479)	5,969,476.620 (60,291,714)	
	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND	189,000.000	208,243.980	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND	25,000.000	25,602.500	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND	288,000.000	312,998.400	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND	171,000.000	186,068.520	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND	295,000.000	333,928.200	
		BELGIUM KINGDOM 4.25	332,000.000	345,638.560	
		BUNDESobligation	1,140,000.000	1,111,397.400	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	175,000.000	214,410.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	304,000.000	391,713.120	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	57,000.000	55,356.690	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND	30,000.000	29,007.600	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,415,000.000	1,410,259.750	
		BUONI POLIENNALI 4%	650,000.000	675,506.000	
		DEUTSCHLAND REP 3.25	24,000.000	26,706.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	31,000.000	33,714.050	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	595,000.000	682,822.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	480,000.000	563,203.200	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT	1,530,000.000	1,434,619.800	
		FRENCH TREASURY NOTE BTAN	502,000.000	502,271.080	
IRELAND GOVERNMENT BOND		345,000.000	374,204.250		
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		360,000.000	356,670.000		
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		96,000.000	99,058.560		
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO		736,000.000	770,776.000		
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	25,000.000	24,592.500			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	520,000.000	551,174.000			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	16,000.000	17,249.600			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	375,000.000	376,886.250			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	ユーロ	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	647,000.000	685,632.370		
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	360,000.000	336,646.800		
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO	65,000.000	64,335.700		
		NETHERLANDS GOVT 3.7	142,000.000	165,023.880		
		REP OF AUSTRIA 4.15%	76,000.000	91,041.920		
		REP OF AUSTRIA 4.3%	125,000.000	141,375.000		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	366,000.000	376,643.280		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	211,000.000	186,477.580		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	249,000.000	261,649.200		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	439,000.000	487,750.950		
		SPAIN GOVERNMENT BOND	125,000.000	134,450.000		
		SPANISH GOV'T 4.1%	367,000.000	383,001.200		
	SPANISH GOV'T 5.5%	315,000.000	345,759.750			
	ユーロ 小計		14,193,000.000 (1,875,888,810)	14,773,865.640 (1,952,661,820)		
国債証券 合計			4,774,111,739 (2,757,111,739)	4,935,263,412 (2,825,770,812)		
地方債証券	アメリカドル	STATE OF CALIFORNIA	190,000.000	194,801.300		
		STATE OF CALIFORNIA	180,000.000	190,080.000		
		アメリカドル 小計		370,000.000 (36,696,600)	384,881.300 (38,172,527)	
	カナダドル	PROVINCE OF ONTARIO	52,000.000	62,856.560		
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA	159,000.000	167,309.340		
		PROVINCE OF ONTARIO CANADA	210,000.000	203,891.100		
		PROVINCE OF QUEBEC CANADA	800,000.000	778,424.000		
		カナダドル 小計		1,221,000.000 (117,338,100)	1,212,481.000 (116,519,424)	
		ユーロ	STATE OF HESSE	170,000.000	173,187.500	
		ユーロ 小計		170,000.000 (22,468,900)	173,187.500 (22,890,191)	
地方債証券 合計			176,503,600 (176,503,600)	177,582,142 (177,582,142)		
特殊債券	アメリカドル	FANNIE MAE POOL	83,436.260	89,937.610		
		FANNIE MAE POOL	93,317.240	100,497.060		
		FREDDIE MAC GOLD POOL	191,475.270	203,609.050		
		PETROLEOS MEXICANOS	100,000.000	105,350.000		
		PETROLEOS MEXICANOS	140,000.000	138,950.000		
		アメリカドル 小計		608,228.770 (60,324,129)	638,343.720 (63,310,930)	
		イギリスポンド	EUROPEAN INVESTMENT BANK	97,000.000	123,311.250	
	イギリスポンド 小計		97,000.000 (15,296,900)	123,311.250 (19,446,184)		

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	ユーロ	EUROPEAN UNION	155,000.000	164,073.700	
		INSTITUTO DE CREDITO OFICIAL	130,000.000	132,055.300	
		KFW	100,000.000	102,981.000	
		KFW	100,000.000	104,557.000	
		KFW	305,000.000	311,618.500	
		ユーロ 小計		270,000.000	269,786.700
特殊債券 合計			1,060,000.000 (140,100,200)	1,085,072.200 (143,413,993)	
社債券	アメリカドル	ARKLE MASTER ISSUER PLC	250,000.000	254,777.500	
		BANK OF AMERICA CORP	423,000.000	420,927.300	
		CITIGROUP INC	459,000.000	467,349.210	
		COMM 2007-C9 A2	8,379.990	8,378.640	
		DUKE ENERGY CORP	88,000.000	97,136.160	
		ELECTRICITE DE FRANCE SA	555,000.000	519,618.750	
		FLORIDA POWER CORP	42,000.000	50,271.480	
		FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST	350,000.000	354,088.000	
		FORD MOTOR CO	204,000.000	244,308.360	
		FORD MOTOR CREDIT CO LLC	300,000.000	341,745.000	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE	360,000.000	378,500.400	
		HOLMES MASTER ISSUER PLC	125,000.000	125,512.500	
		ICAHN ENTERPRISES/FIN	244,000.000	256,200.000	
		JPMORGAN CHASE & CO	470,000.000	469,816.700	
		LB COMMERCIAL CONDUIT MORTGAGE TRUST	198,000.000	221,581.800	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	165,000.000	174,771.300	
		MORGAN STANLEY	423,000.000	437,453.910	
		MORGAN STANLEY	359,000.000	372,631.230	
		MORGAN STANLEY	375,000.000	374,853.750	
		MORGAN STANLEY CAPITAL I	198,000.000	221,639.220	
		NORTHERN ROCK ASSET MANAGEMENT PLC	150,000.000	169,278.000	
		SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES TRUST	70,000.000	70,137.900	
	SLM STUDENT LOAN TRUST	300,000.000	313,557.000		
SLM STUDENT LOAN TRUST	90,224.290	90,933.450			
SLM STUDENT LOAN TRUST	129,289.560	130,206.220			
SLM STUDENT LOAN TRUST	119,965.450	120,487.290			
WELLS FARGO & CO	568,000.000	571,555.680			
アメリカドル 小計			7,023,859.290 (696,626,364)	7,257,716.750 (719,820,347)	

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考	
社債券	イギリスポンド	EDF SA	200,000.000	212,510.000		
		GKN HOLDINGS PLC	100,000.000	101,496.000		
		HOLMES MASTER ISSUER PLC	129,000.000	128,904.540		
		KENRICK NO 2 PLC	100,000.000	99,754.000		
		LORDS 1 A	72,998.660	73,363.640		
		TURBO FINANCE	40,854.190	40,964.490		
		イギリスポンド 小計		642,852.850 (101,377,894)	656,992.670 (103,607,744)	
		カナダドル	SHAW COMMUNICATIONS INC	67,000.000	72,379.430	
		カナダドル 小計		67,000.000 (6,438,700)	72,379.430 (6,955,663)	
		ユーロ	AUTO ABS 2012-2 SRL	136,765.750	137,941.930	
	BANCO SANTANDER SA		100,000.000	102,697.000		
	BPCE SFH SA		200,000.000	201,194.000		
	CAISSE DE REFINANCEMENT DE L'HABITAT SA		165,000.000	160,233.150		
	CAJA MADRID		350,000.000	351,718.500		
	DUESSELDORFER HYPOTHEKENBANK AG		300,000.000	301,170.000		
	ELECTRICITE DE FRANCE SA		200,000.000	201,700.000		
	ENBW ENERGIE BADEN-WUERTTEMBERG AG		105,000.000	114,706.200		
	EUREKO BV		40,000.000	40,000.000		
	FMS WERTMANAGEMENT AOR		200,000.000	205,568.000		
	GERMAN POSTAL PENSIONS		300,000.000	318,570.000		
	ING BANK NV		629,000.000	630,572.500		
	LEASEPLAN CORP NV		89,000.000	90,796.020		
	NORDEA BANK AB		274,000.000	271,517.560		
	SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU		200,000.000	205,680.000		
	SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SAU		200,000.000	210,290.000		
	SPAREBANK 1 BOLIGKREDIT AS		170,000.000	180,344.500		
	SPAREBANK 1 BOLIGKREDIT AS		190,000.000	185,504.600		
SVENSK EXPORTKREDIT AB	325,000.000		332,514.000			
WM COVERED BOND PROGRAM	130,000.000		133,311.100			
	ユーロ 小計		4,303,765.750 (568,828,719)	4,376,029.060 (578,379,763)		
社債券 合計			1,373,271,677 (1,373,271,677)	1,408,763,517 (1,408,763,517)		
合計			6,539,608,245 (4,522,608,245)	6,747,780,178 (4,638,287,578)		

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	8銘柄	31.5%
	地方債証券	2銘柄	3.2%
	特殊債証券	5銘柄	5.3%
	社債証券	27銘柄	60.0%
			25.8%
カナダドル	地方債証券	4銘柄	94.4%
	社債証券	1銘柄	5.6%
			2.7%
イギリスポンド	国債証券	6銘柄	72.6%
	特殊債証券	1銘柄	4.3%
	社債証券	6銘柄	23.1%
			9.7%
スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	100.0%
			0.1%
デンマーククローネ	国債証券	2銘柄	100.0%
			0.7%
メキシコペソ	国債証券	5銘柄	100.0%
			1.6%
南アフリカランド	国債証券	1銘柄	100.0%
			1.3%
ユーロ	国債証券	40銘柄	72.5%
	地方債証券	1銘柄	0.8%
	特殊債証券	6銘柄	5.3%
	社債証券	20銘柄	21.4%
			58.1%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

## 2【ファンドの現況】

【ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）】（平成25年9月末現在）

【純資産額計算書】

資産総額	1,113,410,584円
負債総額	1,211,207円
純資産総額( - )	1,112,199,377円
発行済数量	956,170,417口
1単位当たり純資産額( / )	1.1632円

(参考情報)

ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド（為替ヘッジなし）（平成25年9月末現在）

純資産額計算書

資産総額	13,756,074,749円
負債総額	109,245,665円
純資産総額( - )	13,646,829,084円
発行済数量	8,994,879,002口
1単位当たり純資産額( / )	1.5172円

## 【ブラックロック・ワールド債券ファンド(為替ヘッジあり)】(平成25年9月末現在)

## 【純資産額計算書】

資産総額	213,001,494円
負債総額	102,340円
純資産総額( - )	212,899,154円
発行済数量	203,799,538口
1単位当たり純資産額( / )	1.0446円

## (参考情報)

## ブラックロック・ワールド・ボンド・マザーファンド(為替ヘッジあり)(平成25年9月末現在)

## 純資産額計算書

資産総額	6,932,749,482円
負債総額	94,873,552円
純資産総額( - )	6,837,875,930円
発行済数量	5,120,888,383口
1単位当たり純資産額( / )	1.3353円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

### 2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

### 3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

### 5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。



## 8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## 10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成23年3月1日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

##### (2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

###### 投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

###### 運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

**2【事業の内容及び営業の概況】**

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年9月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	52本	210,499百万円
	単位型株式投資信託	2本	16,667百万円
私募投資信託		75本	2,101,503百万円
合計		129本	2,328,670百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1)【貸借対照表】

	(単位：百万円)	
	第25期 (平成24年3月31日現在)	第26期 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3	7,980
立替金		4
前払費用		113
未収入金	2	29
未収委託者報酬		880
未収運用受託報酬		2,590
未収収益	2	633
未収還付法人税等		79
繰延税金資産		388
その他流動資産		4
流動資産計		12,706
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,847
器具備品	1	605
有形固定資産計		2,453
無形固定資産		
ソフトウェア		17
のれん		2,214
クライアント・リレーションシップ資産		1,073
その他の無形固定資産		3
無形固定資産計		3,309
投資その他の資産		
長期差入保証金		972
長期前払費用		52
長期未収入金		-
繰延税金資産		774
投資その他の資産計		1,799
固定資産計		7,562
資産合計		20,268
		18,488

	第25期 (平成24年3月31日現在)	第26期 (平成25年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	70	71
未払収益分配金	1	1
未払償還金	77	76
未払手数料	328	433
その他未払金	11	6
未払費用	2 889	1,160
未払消費税等	14	38
未払法人税等	-	200
賞与引当金	352	343
役員賞与引当金	26	23
早期退職慰労引当金	69	75
流動負債計	1,839	2,432
<b>固定負債</b>		
長期借入金	5,237	2,737
退職給付引当金	44	12
資産除去債務	240	244
固定負債計	5,522	2,994
負債合計	7,362	5,426
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,972	4,128
利益剰余金合計	4,308	4,464
株主資本合計	12,906	13,062
純資産合計	12,906	13,062
負債・純資産合計	20,268	18,488

## (2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,207	3,991
運用受託報酬	7,952	7,018
その他営業収益	4,287	5,598
営業収益計	16,448	16,608
営業費用		
支払手数料	1,370	1,388
広告宣伝費	218	215
公告費	12	2
調査費		
調査費	399	344
委託調査費	2,523	2,718
調査費計	2,922	3,062
委託計算費	131	125
営業雑経費		
通信費	77	68
印刷費	80	73
諸会費	24	24
営業雑経費計	183	165
営業費用計	4,839	4,959
一般管理費		
給料		
役員報酬	268	224
給料・手当	3,566	3,304
賞与	1,804	2,007
給料計	5,640	5,536
退職給付費用	267	253
福利厚生費	691	620
事務委託費	1,002	1,015
交際費	31	45
寄付金	2	3
旅費交通費	168	184
租税公課	113	95
不動産賃借料	964	700
水道光熱費	99	99
固定資産減価償却費	329	300
のれん償却費	736	632
クライアント・リレーションシップ資産償却費	306	306
資産除去債務利息費用	3	3
諸経費	313	312
一般管理費計	10,672	10,110
営業利益	936	1,537

	第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第26期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
為替差益	-	25
還付加算金等	0	2
雑益	53	11
営業外収益計	53	39
営業外費用		
支払利息	172	115
為替差損	4	-
固定資産除却損	3	6
雑損	-	27
営業外費用計	180	149
経常利益	810	1,428
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	159	-
特別利益計	159	-
特別損失		
特別退職金	389	246
事務過誤取引損	-	445
特別損失計	389	692
税引前当期純利益	579	736
法人税、住民税及び事業税	2	177
法人税等調整額	613	402
当期純利益又は当期純損失( )	36	156



## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第25期		第26期	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
株主資本				
資本金				
当期首残高		2,435		2,435
当期末残高		2,435		2,435
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		2,316		2,316
当期末残高		2,316		2,316
その他資本剰余金				
当期首残高		3,846		3,846
当期末残高		3,846		3,846
資本剰余金合計				
当期首残高		6,162		6,162
当期末残高		6,162		6,162
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		336		336
当期末残高		336		336
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
当期首残高		4,008		3,972
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		36		156
当期変動額合計		36		156
当期末残高		3,972		4,128
利益剰余金合計				
当期首残高		4,345		4,308
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		36		156
当期変動額合計		36		156
当期末残高		4,308		4,464
株主資本合計				
当期首残高		12,942		12,906
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		36		156
当期変動額合計		36		156
当期末残高		12,906		13,062
純資産合計				
当期首残高		12,942		12,906
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失( )		36		156
当期変動額合計		36		156
当期末残高		12,906		13,062

**【重要な会計方針】**

## 1. 固定資産の減価償却方法

## (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

## (2) 無形固定資産

ソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

## 2. 引当金の計上基準

## (1) 退職給付引当金の計上方法

## 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

## 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

## 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

## (2) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (4) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## 3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## [注記事項]

**（貸借対照表関係）**

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物附属設備	445 百万円	608 百万円
器具備品	550 百万円	661 百万円

## 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
金銭債権	295 百万円	625 百万円
金銭債務	106 百万円	204 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行（前事業年度においては、取引銀行1行）と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
当座貸越極度額	500 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	500 百万円	1,000 百万円

**（株主資本等変動計算書関係）**

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,158	-	-	10,158

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金には主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	7,980	7,980	-
(2) 立替金	4	4	-
(3) 未収入金	29	29	-
(4) 未収委託者報酬	880	880	-
(5) 未収運用受託報酬	2,590	2,590	-
(6) 未収収益	633	633	-
(7) 未収還付法人税等	79	79	-
(8) 長期差入保証金	972	925	46
資産計	13,171	13,125	46
(1) 預り金	70	70	-
(2) 未払収益分配金	1	1	-
(3) 未払償還金	77	77	-
(4) 未払手数料	328	328	-
(5) その他未払金	11	11	-
(6) 未払費用	889	889	-
(7) 未払消費税等	14	14	-
(9) 長期借入金	5,237	5,629	391
負債計	6,628	7,020	391

当事業年度 (平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	5,755	5,755	-
(2) 立替金	6	6	-
(3) 未収入金	1,001	1,001	-
(4) 未収委託者報酬	1,208	1,208	-
(5) 未収運用受託報酬	2,566	2,566	-
(6) 未収収益	1,329	1,329	-
(8) 長期差入保証金	958	935	23
(9) 長期未収入金	207	207	-
資産計	13,034	13,011	23
(1) 預り金	71	71	-
(2) 未払収益分配金	1	1	-
(3) 未払償還金	76	76	-
(4) 未払手数料	433	433	-
(5) その他未払金	6	6	-
(6) 未払費用	1,160	1,160	-
(7) 未払消費税等	38	38	-
(8) 未払法人税等	200	200	-
(9) 長期借入金	2,737	3,118	381
負債計	4,726	5,108	381

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 立替金、(3) 未収入金、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収運用受託報酬、(6) 未収収益及び(7) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

(9) 長期未収入金

長期未収入金の時価については、期末日時点の回収見込額等により算定しております。

負 債

(1) 預り金、(2) 未払収益分配金、(3) 未払償還金、(4) 未払手数料、(5) その他未払金、(6) 未払費用、(7) 未払消費税等及び(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (9) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-	-	5,237
合計	-	-	-	-	-	5,237

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-	-	2,737
合計	-	-	-	-	-	2,737

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。



## 2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	1,618	1,541
(2) 年金資産	1,592	1,710
(3) 未積立退職給付債務	25	168
(4) 未認識過去勤務債務	43	38
(5) 未認識数理計算上の差異	23	141
(6) 退職給付引当金	44	12

## 3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(1) 勤務費用等	226	216
(2) 利息費用	27	17
(3) 期待運用収益	28	31
(4) 過去勤務債務の費用処理額	4	4
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	10	1
(6) 確定拠出年金に係る要拠出額	57	54
退職給付費用合計	267	253
(7) 特別退職金	389	246
合計	657	499

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

## (1) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

## (2) 割引率

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.1%	1.0%

## (3) 期待運用収益率

前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
2.1%	2.0%

## (4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。

## (5) 数理計算上の差異の処理年数

発生の翌事業年度から9年で処理しております。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,085百万円	443百万円
未払費用	223 "	197 "
損金計上事務過誤取引	- "	168 "
賞与引当金	133 "	125 "
資産除去債務	85 "	87 "
早期退職慰労引当金	26 "	28 "
退職給付引当金	17 "	16 "
有形固定資産	40 "	12 "
無形固定資産	6 "	4 "
その他	5 "	25 "
繰延税金資産合計	1,625 "	1,110 "
繰延税金負債		
無形固定資産	404 "	287 "
資産除去債務に対応する除去費用	56 "	47 "
退職給付引当金	- "	12 "
その他	1 "	3 "
繰延税金負債合計	462 "	350 "
繰延税金資産の純額	1,162 "	760 "

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	388百万円	373百万円
固定資産 - 繰延税金資産	774 "	387 "

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
法定実効税率	41.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.1 "	9.2 "
損金不算入ののれん償却額	44.7 "	32.7 "
抱合せ株式消滅差益	11.3 "	- "
住民税均等割	0.4 "	0.3 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	17.9 "	- "
その他	0.3 "	1.4 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	106.2%	78.8%

## (企業結合等関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(共通支配下の取引等)

## 1. 取引の概要

## (1) 結合当事企業の名称

結合企業：ブラックロック・ジャパン株式会社

被結合企業：ブラックロック証券株式会社（以下、「BSC」という。）

## (2) 主な事業内容

第一種金融商品取引業

## (3) 企業結合日

平成23年4月1日

## (4) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、BSCを吸収合併消滅会社としました。

## (5) 結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

## (6) 取引の目的を含む取引の概要

当社はグループ内における再編の一環として、平成23年2月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、100%子会社であるBSCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、本吸収合併の効力発生時点においてBSCの株主は当社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

## 2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

### （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### 1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	237	240
時の経過による調整額	3	3
期末残高	240	244

### （セグメント情報等）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

#### 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

##### (1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,207	7,952	4,287	16,448

##### (2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,063	3,092	1,292	16,448

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものではありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,991	7,018	5,598	16,608

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
10,991	4,445	1,171	16,608

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	1,865	投資運用業

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	9,889 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	282
							受入 手数料	1,403		
							委託 調査費	1,047	未払費用	106
							事務 委託費	111		

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・インク	米国 ニューヨーク州	2百万 米ドル	資産運用会社等 の事業の支配・ 管理	(被所有) 間接 100	グローバル 契約の締結	保険金 の受取	229	未収入金	229
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	9,429 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	381
							受入 手数料	1,865		
							委託 調査費	379	未払費用	204
							事務 委託費	125		

## (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ブラックロック証券(株)	東京都千代田区	1億5千5万円	第一種金融商品取引業	所有直接100	吸収合併消滅会社	吸収合併	承継資産合計:846 承継負債合計:387	-	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルクス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	10万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	資金の返済	1,100	長期借入金	5,237
							支払利息	172	未払利息	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック(シンガポール)リミテッド	シンガポール	2百万シンガポールドル	投資顧問業	なし	運用権限の再委託等	費用の立替	734	未収入金	734
							受入手数料	83	未収収益	9
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー・エヌ、エイ.	米国カリフォルニア州	150万米ドル	投資顧問業	なし	運用権限の再委託等	運用受託報酬	61	未収収益	482
							受入手数料	1,152		
							委託調査費	874	未払費用	123
事務委託費	48									
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルクス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	2百万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	資金の返済	2,500	長期借入金	2,737
							支払利息	115	未払利息	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 保険金の受取条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (6) 子会社との吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。
- (7) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (8) 費用の立替の支払条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (9) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。



## 2. 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,270,562 円 50 銭	1,285,919 円 88 銭
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額（ ）	3,570 円 78 銭	15,357 円 37 銭

（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益 又は当期純損失（ ） (百万円)	36	156
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失（ ） (百万円)	36	156
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,158

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

## 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
平成23年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
平成25年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 324,279百万円（平成25年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### < 参考：再信託受託会社の概要 >

- ・名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 10,000百万円（平成25年3月末現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成25年3月末現在)	事業の内容
株式会社常陽銀行	85,113	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
株式会社西日本シティ銀行 <sup>*3</sup>	85,745	
株式会社みずほ銀行 <sup>*4</sup>	1,404,065	
株式会社三井住友銀行 <sup>*3</sup>	1,770,996	
株式会社横浜銀行 <sup>*3</sup>	215,628	
第一生命保険株式会社 <sup>*1</sup>	210,200	保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。
日本生命保険相互会社 <sup>*2</sup>	1,100,000	
三菱UFJ信託銀行株式会社 <sup>*5</sup>	324,279	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティTT証券株式会社	1,575	
マネックス証券株式会社	7,425	
楽天証券株式会社	7,495	

- \*1 第一生命保険株式会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限ります。
- \*2 日本生命保険相互会社での取扱いは確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限ります。また、資本金の額は、基金および基金償却積立金の総額です。なお、「為替ヘッジなし」のみとします。
- \*3 株式会社三井住友銀行、株式会社西日本シティ銀行および株式会社横浜銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。
- \*4 株式会社みずほ銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行います。資本金の額は平成25年7月1日現在のものです。
- \*5 三菱UFJ信託銀行株式会社は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。ただし、確定拠出年金制度においては、新規の募集および販売の取扱いを行います。なお、「為替ヘッジなし」のみの取扱いとします。

### (3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
- ・ 資本金の額 : 9,429百万米ドル（円貨換算<sup>\*</sup> 8,868億円、平成25年3月末現在）  
\* 米ドルの円換算は、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信  
売買相場の仲値（1米ドル=94.05円）によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
  
- ・ 名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
- ・ 資本金の額 : 94百万英ポンド（円貨換算<sup>\*</sup> 約135億円、平成25年3月末現在）  
\* 英ポンドの円換算は、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客  
電信売買相場の仲値（1英ポンド=143.16円）によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。
  
- ・ 名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミ  
テッド
- ・ 資本金の額 : 89百万豪ドル（円貨換算<sup>\*</sup> 8,682百万円、平成25年3月末現在）  
\* 豪ドルの円換算は、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信  
売買相場の仲値（1豪ドル=97.93円）によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### (3) 投資顧問会社

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

### 第3 【その他】

- 1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。
  - (1) 委託会社等の情報
    - 委託会社名
    - 金融商品取引業者登録番号
    - 設立年月日
    - 資本金
    - 当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
    - 「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨
  - (2) 受託会社に関する情報
    - 受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨
  - (3) 詳細情報の入手方法
    - 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。
      - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
      - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨
  - (4) 交付目論見書の使用開始日
  - (5) 届出の効力に関する事項
    - 金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。
      - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
      - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - (6) その他の記載事項
    - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
    - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
    - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
    - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。
- 3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- 4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。



## 独立監査人の監査報告書

平成25年11月13日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成25年3月19日から平成25年9月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成25年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年11月13日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の平成25年3月19日から平成25年9月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジあり）の平成25年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	本	修	司	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若	林	亜	希	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[前へ](#)